

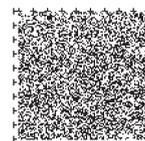


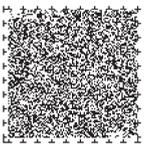
# 君津市 バリアフリー 基本構想

ともに支え合い 誰もが健やかに暮らしつづける  
人がやさしいまち きみつ

令和4年4月  
君津市

音声コード対応





## はじめに



君津市では、障がいの有無や年齢といった個々の状況に関わらず、市民一人ひとりが自立しつつ互いの人格や個性を尊重し支え合い、自分らしさを発揮し活躍できる地域共生社会の実現を目指しています。そのためには、障がいのある方、高齢の方々、妊婦や乳幼児など、誰もが日常生活や社会生活を営むうえで障壁（バリア）となるものを取り除く取り組みが欠かせません。

そこでこのたび本市では、「ともに支え合い 誰もが健やかに暮らしつづける 人がやさしいまち きみつ」を基本理念に掲げる「君津市バリアフリー基本構想」を策定いたしました。

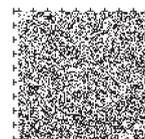
この構想に基づき、施設利用の利便性、安全性の向上に取り組んでいくとともに、バリアフリーに対する社会教育活動や啓発活動を推進し、誰もが社会参加しやすい地域づくりに取り組んでまいります。また、誰にとってもわかりやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、全ての人が暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。

令和4年度、新たにスタートした市の最上位計画である「君津市総合計画」の将来都市像「ひとが輝き 幸せつなぐ きみつ」の実現に向けて、総合計画と一体となった実行力のあるバリアフリー施策を、市民や事業者の皆様と連携し、オール君津で展開してまいります。

結びに、本構想の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました君津市バリアフリー基本構想推進協議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただいた市民の皆様、関係団体等の皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年4月

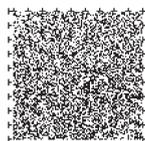
君津市長 石井 宏子



## <目 次>

1. はじめに .....	1
1-1 基本構想策定の背景と目的 .....	1
1-2 基本構想の位置付けと計画期間 .....	3
1-3 上位・関連計画の概要 .....	4
2. 君津市の状況 .....	6
2-1 市の現状 .....	6
2-2 バリアフリーに関する市民アンケート結果.....	9
2-3 バリアフリー化の現状 .....	15
2-4 バリアフリー化の課題 .....	19
3. 市全体における移動円滑化の基本方針 .....	20
3-1 バリアフリー化の基本理念と基本方針.....	20
3-2 【基本方針1】公共交通・駐車場や建築物等のバリアフリー化の推進.....	23
3-3 【基本方針2】みんなで理解し、支え合う「心のバリアフリー」の推進.....	29
3-4 【基本方針3】誰もが分かりやすいユニバーサルデザインの推進.....	32
4. 重点整備地区における移動円滑化の方針.....	34
4-1 重点整備地区の設定 .....	34
4-2 特定事業とは .....	39
4-3 生活関連経路の整備方針 .....	41
4-4 生活関連施設の整備方針 .....	43
4-5 特定事業の設定 .....	46
5. バリアフリー化の推進に向けて .....	49
5-1 バリアフリー化の推進の考え方 .....	49
5-2 バリアフリー化の進行管理体制 .....	49
参考-1 君津市バリアフリー基本構想推進協議会 設置要綱.....	50
参考-2 君津市バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿.....	51
参考-3 用語解説 .....	52
参考-4 特定事業の整備基準 .....	55

この基本構想には、より多くの方への情報提供を行うため、紙面の下部の角に「音声コード（ユニボイス）」を記載しています。スマートフォンの無償専用アプリや活字文書読み上げ装置を使って、音声で内容を聞くことができます。



# 1. はじめに

## 1-1 基本構想策定の背景と目的

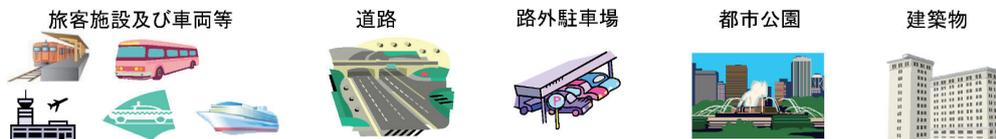
### (1) 基本構想策定の背景

近年の少子高齢化に伴い、高齢者の占める割合が増える中、高齢者や障がい者等が自立した社会生活が送れることや、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる、まちづくりが求められています。

こうした中、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、その他の措置を講ずることにより、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした「バリアフリー法」（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」平成18年12月施行）が策定され、重点的かつ一体的なバリアフリーの推進を図ることが求められています。

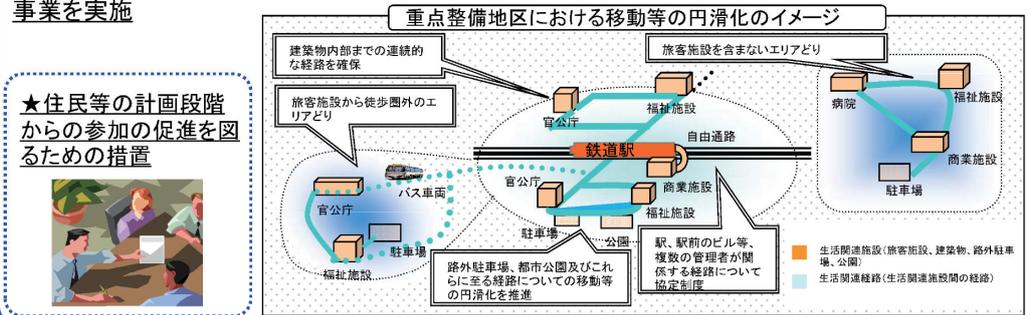
## 1. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

基本方針において各施設の整備目標を設定／移動等円滑化基準の適合義務／公共交通事業者等の職員に対する教育訓練の努力義務



## 2. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

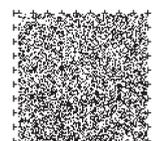


## 3. 心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



出典：バリアフリー法の概要（国土交通省）



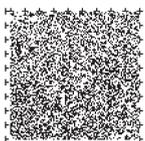
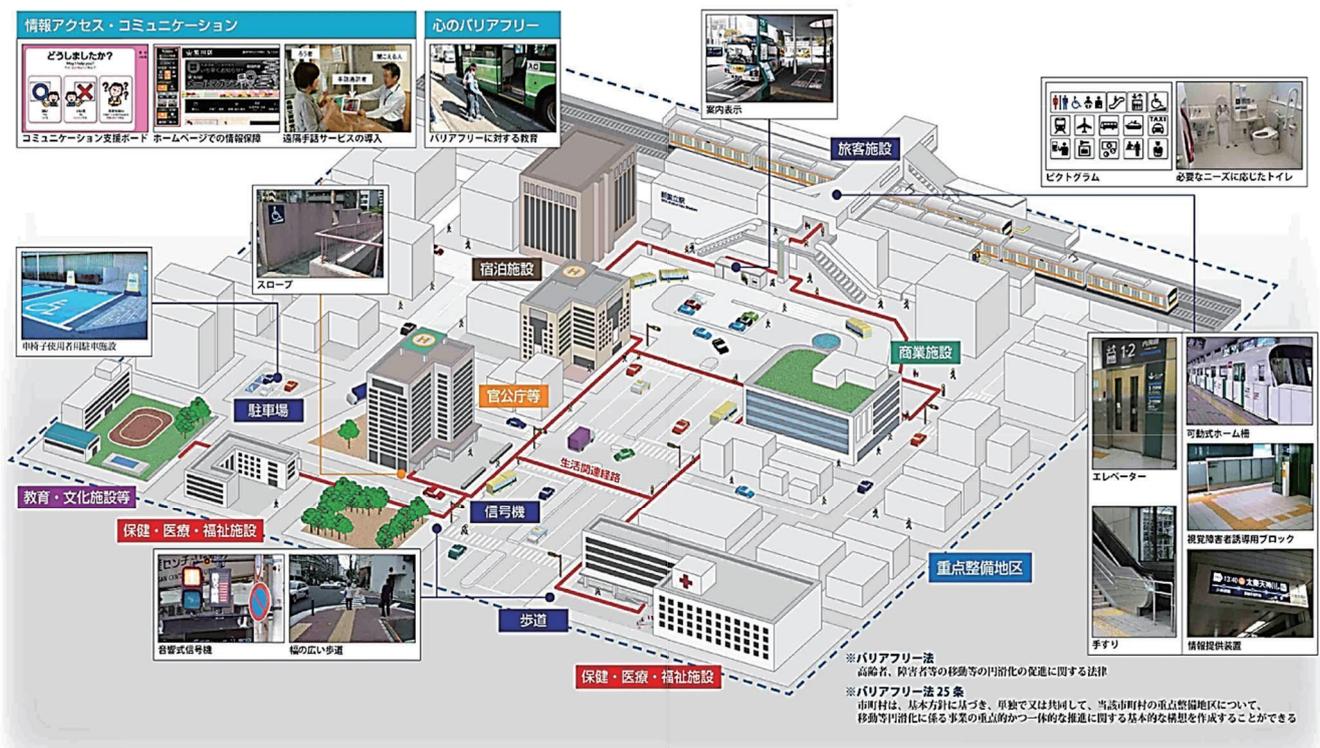
## (2) 基本構想策定の目的

基本構想は既存の施設等のバリアフリー化と、相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設等多様な施設（「生活関連施設」）を結ぶ経路の面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的として策定するものです。

新設・新築を行う一定の施設等には、移動等円滑化基準への適合義務が課せられており、バリアフリー化が図られます。基準への適合義務が課されない既存の施設等は、基本構想に「特定事業」として定めることで、特定事業計画の作成による計画的なバリアフリー化の推進を図ることができます。

また、施設の境界等でバリアフリー整備が不連続にならないよう、協議会等により施設管理者相互の連携・調整を行い、面的・一体的なバリアフリー化を図ることにより、高齢者や障がい者等が移動する際、施設を利用する際の利便性や安全性の向上が図られ、誰もが暮らしやすいまちづくりに繋がり、外出機会の増大により、まちの活性化も期待されます。

本市では、バリアフリーに関わる現状の把握や課題の整理を行い、市民参画のもとで「君津市バリアフリー基本構想」を策定することとしました。

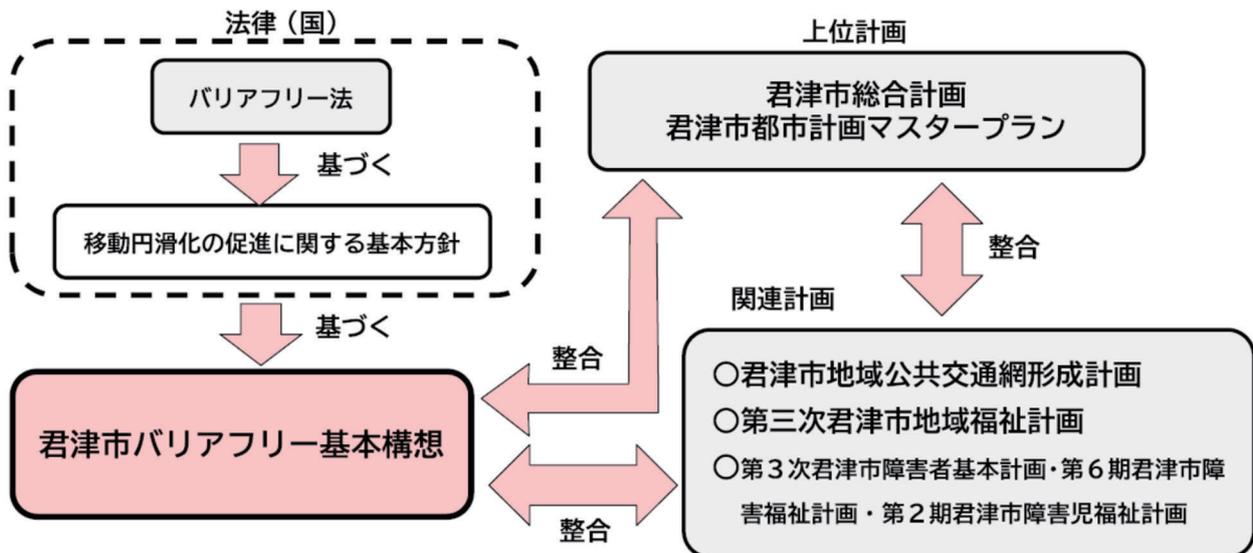


## 1-2 基本構想の位置付けと計画期間

### (1) 基本構想の位置付け

本基本構想は、バリアフリー法に基づき、本市のバリアフリー化の基本方針や重点整備地区におけるバリアフリー化の方針を策定するものです。

策定にあたっては、上位計画である「君津市総合計画」や「君津市都市計画マスタープラン」、関連計画である「君津市地域公共交通網形成計画」や「第三次君津市地域福祉計画」等との整合を図るものとします。



▲バリアフリー基本構想の位置付け

### (2) 基本構想の計画期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、令和8年度以降も継続的にバリアフリー化を推進していくものとします。

なお、計画期間中において、社会情勢の変化、市の施策や関連計画の変更等が生じた場合は、これらと整合させるため、必要に応じて見直しを行うこととします。

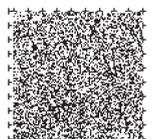
### (3) SDGs（持続可能な開発目標）への取組

SDGsは、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

バリアフリー基本構想は、SDGsの17のゴールのうち、特に「10.人や国の不平等をなくそう」と「11.住み続けられるまちづくりを」に関連しています。

SDGsの目標を踏まえて、バリアフリー基本構想に基づき施策を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 1-3 上位・関連計画の概要

### (1) 上位計画の概要

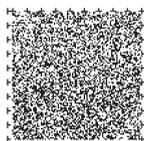
上位計画において、バリアフリー（移動等の円滑化）に関連する施策を整理しました。

#### ■ 君津市総合計画（令和4年3月）

基本施策	施策の展開	概要
障害者福祉	障害のある方が自分らしく暮らせる環境づくり	・市民のバリアフリー意識の醸成を図り、障害への理解を促進
学校教育	より良い学校環境の整備	・トイレの洋式化や多機能トイレの設置を推進
道路	安全で快適な道路環境の実現	・道路の改良や歩道整備を推進
移動	鉄道及び民間路線バスの利用促進	・路線の再編を検討するなど、市民の利便性向上の取り組み
	コミュニティバス及びデマンドタクシーの最適化	・スクールバスやタクシーなどを活用した実証実験の実施も視野に入れ、利便性向上の取り組み
	高齢者等への移動支援	・高齢者等が買い物や通院等の外出時に公共交通機関を利用して移動できるよう支援
	バリアフリー化の推進	・施設管理者や交通事業者と連携してバリアフリー化を進め、市民の利便性及び安全性の向上を図る ・市民一人ひとりが障害のある方のことを理解できるよう意識啓発等を推進
都市創造・住まい	公園のリニューアルを始めとした都市空間の新たな魅力づくり	・内みのわ運動公園のリニューアルなど、市民の健康増進やレクリエーションの場を形成し、新たな魅力を創出

#### ■ 君津市都市計画マスタープラン（平成27年3月）

部門別方針	基本方針	個別方針	備考
土地利用の方針	土地利用の基本方針	・君津駅周辺及び久留里駅周辺の都市機能の集積 ・土地・建物の流動化による商業業務機能などの集積の誘導 ・暮らしに必要な施設の立地の誘導手法の検討	君津駅周辺 生活拠点
	土地利用の配置・誘導方針	・一団の公共公益施設地において市民が利用しやすい環境整備	市役所周辺
交通体系の整備方針	公共交通	・駅やバスターミナルに容易にアクセスできる公共交通の確保・充実	
		・ニーズに対応したサービス水準の向上	高齢者や子どもなどの交通手段を確保
都市環境の形成方針	公園・緑地の整備方針	・大規模公園の機能拡充 ・公園などを結ぶ緑道・散策路などの整備	内みのわ運動公園 歩行者空間の整備
	都市景観の形成方針	・訪れる人にもわかりやすく、街並みにも調和するサインの整備	駅やインターチェンジ
	環境負荷の小さい都市づくりの方針	・過度に自動車利用に依存しない交通手段の確保	公共交通の利便性を高め、安全な歩行者空間の充実
	人に優しい都市づくりの方針	・ユニバーサルデザインによる公共・公益的空間の創出	



(2) 関連計画の概要

関連計画において、バリアフリー（移動等の円滑化）に関連する施策を整理しました。

■第三次君津市地域福祉計画（令和元年7月）

基本施策	事業の展開	主な取組や事業
生活環境の整備	公共交通機関の整備	・デマンドタクシーの利用促進 ・コミュニティバスの利用促進
	移動に関する支援の充実	・運転ボランティア、ガイドヘルパー等の育成・支援
	バリアフリー化の推進	・公共施設の段差の解消、多機能トイレの整備

■第3次君津市障害者基本計画・第6期君津市障害福祉計画・第2期君津市障害児福祉計画（令和3年3月）

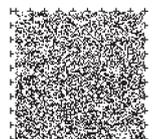
施策の展開	施策の方向	主な施策・事業	内容
スポーツ・文化活動の充実	スポーツ・レクリエーション・余暇活動等の促進	安全・安心なスポーツ施設の整備	既存のスポーツ施設のさらなるバリアフリー化
コミュニケーション・移動支援施策の充実	外出・移動支援施策の推進	福祉タクシー事業	重度の心身障害者のタクシー利用料金の助成
	コミュニティバスの利用に関する支援	コミュニティバスの運行	ノンステップバスを中心とした運行
障害児教育の充実等	学校施設の整備	校舎等維持補修事業	障害のある子どもの状況に応じ、段差の解消やスロープ等の設置
人にやさしい「福祉のまちづくり」の推進	「福祉のまちづくり」の推進	公園等のユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化の推進	公園の園路や主要施設などのバリアフリー化
		歩行空間ネットワークの整備	車いすがすれ違える幅の広い歩道の整備や歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進

■君津市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年3月）

施策の展開	事業の展開	主な施策・事業	内容
地域で安心して暮らせる支援体制の構築	外出環境の向上	コミュニティバスの運行	君津・小糸・清和地区でコミュニティバスを運行
		デマンドタクシーの運行	小櫃・上総地区でデマンドタクシーを運行
		福祉タクシー事業	75歳以上でひとり暮らしの高齢者へのタクシー利用料金の助成

■君津市地域公共交通網形成計画（平成28年3月）

実施事業	事業の内容
鉄道の利便性向上	・JR内房線及び久留里線の維持・確保、運行サービスの向上
高速バスの利便性向上	・利用ニーズの高い高速バス路線の増便・新たな高速バス路線の運行
路線バスの運行サービスの改善・運行見直し	・ICカードの導入による利便性の向上 ・交通結節点における鉄道・高速バス・コミュニティバスとの乗り継ぎダイヤの調整
交通結節点の強化	・君津バスターミナルの機能強化
バス車両のバリアフリー	・乗降しやすい低床バス（ノンステップバス、ワンステップバス）の導入促進

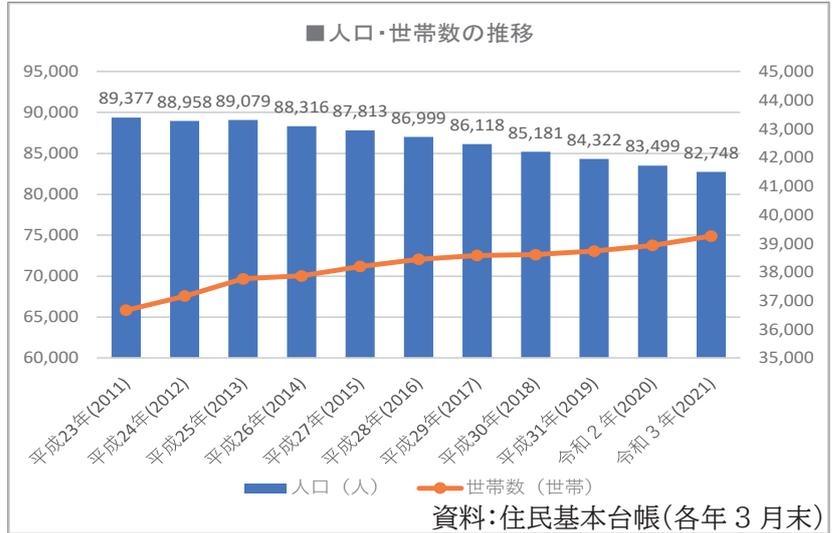


## 2. 君津市の状況

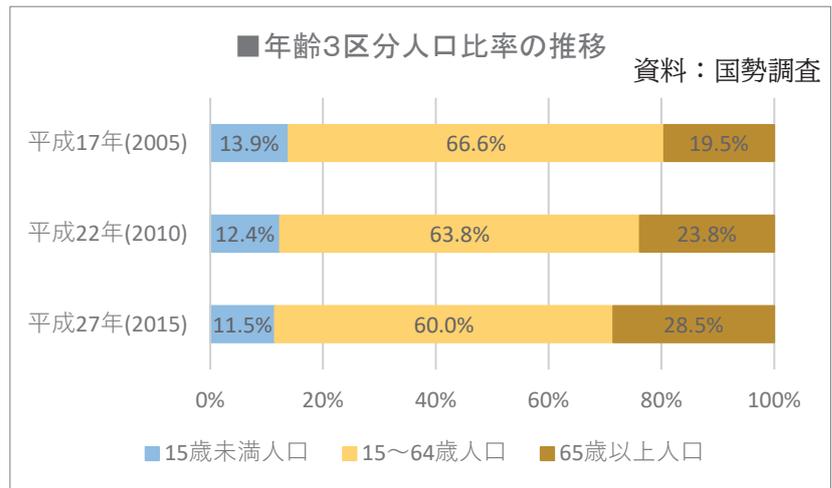
### 2-1 市の現状

#### (1) 人口と高齢者の状況

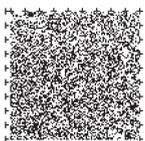
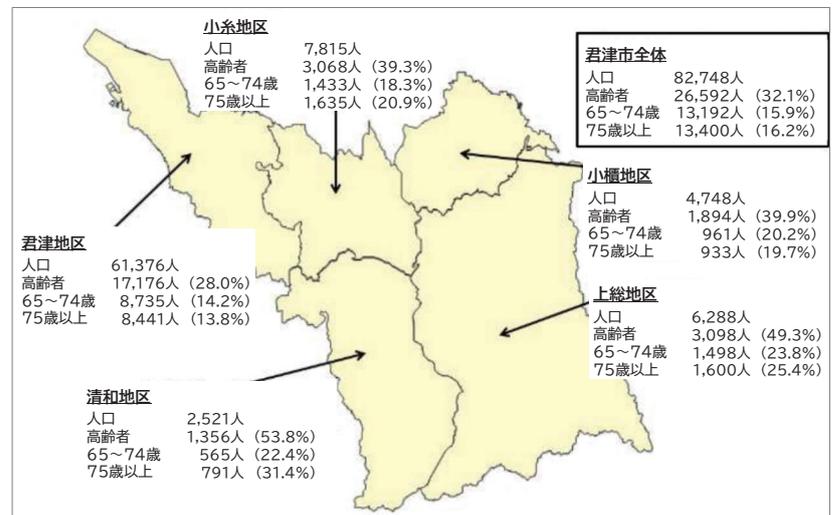
本市の人口は、住民基本台帳によると令和3(2021)年3月末現在で82,748人であり、この10年間で6,629人減少しています。一方、単独世帯が増加しているため、世帯数は増加しています。



国勢調査によると、年少人口の減少とともに、本市の高齢化率(65歳以上の人口割合)も高くなってきています。



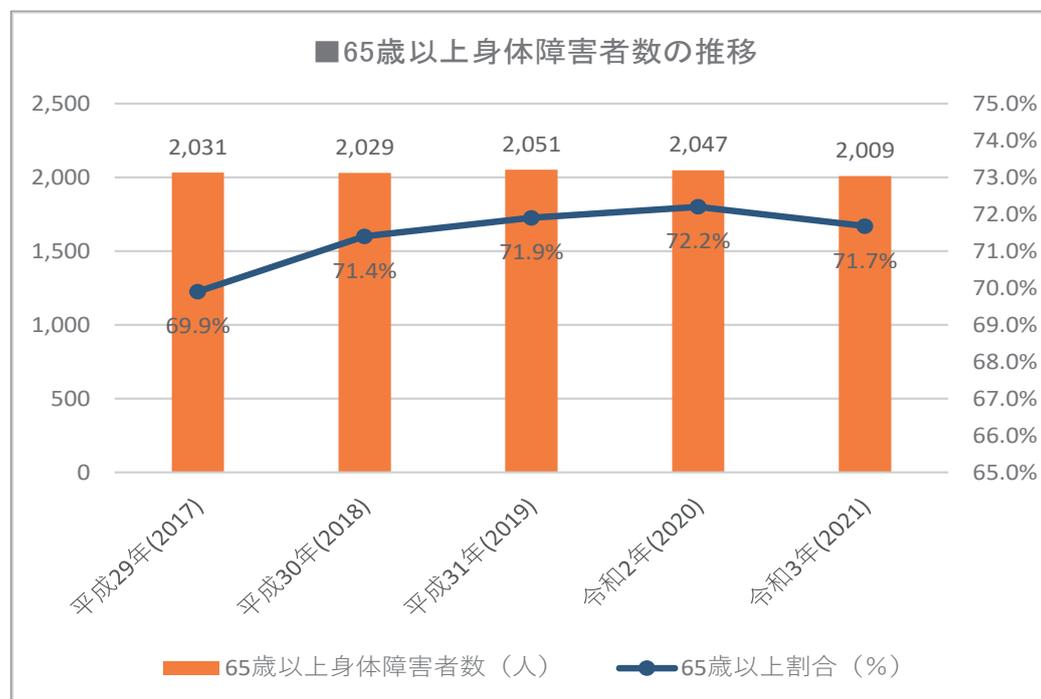
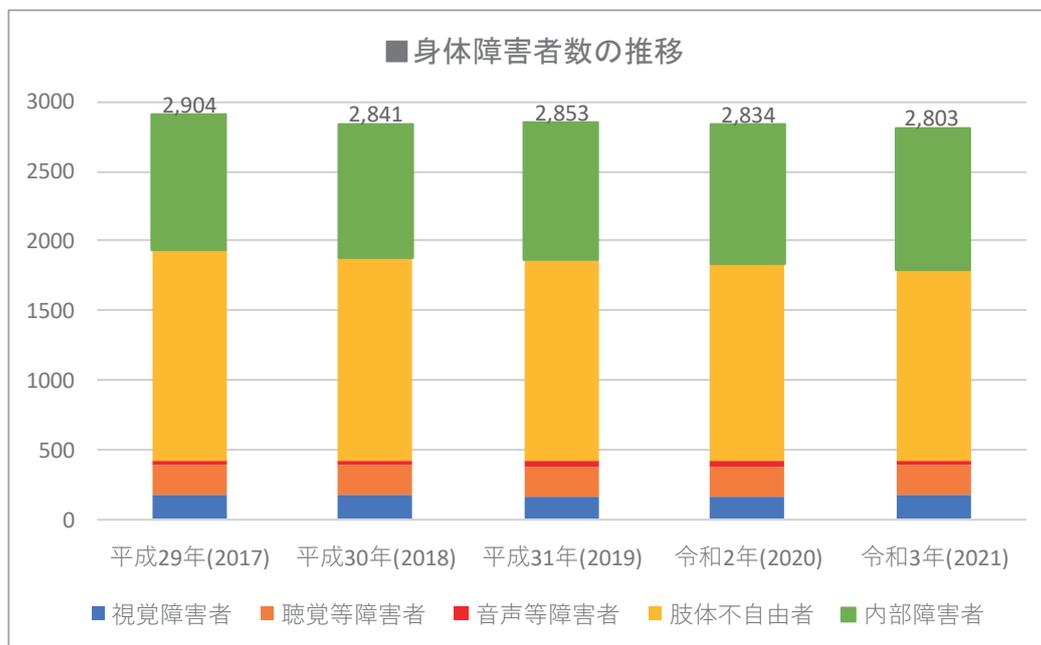
地区別にみると、君津地区は人口に比例して高齢者数も多いですが、高齢化率は28.0%にとどまっています。その他の地区は総じて高齢化率が高く、清和地区では53.8%、上総地区では49.3%となっています。



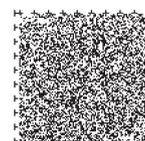
## (2) 障がい者の状況

本市の障がい者数は、近年緩やかに減少しており、令和3(2021)年3月末現在では2,803人です。その内の48.7%は肢体不自由者となっています。

また、障がい者においても高齢化が進展しており、高齢化率は71.7%となっています。



資料:千葉県提供データ(各年3月末現在)



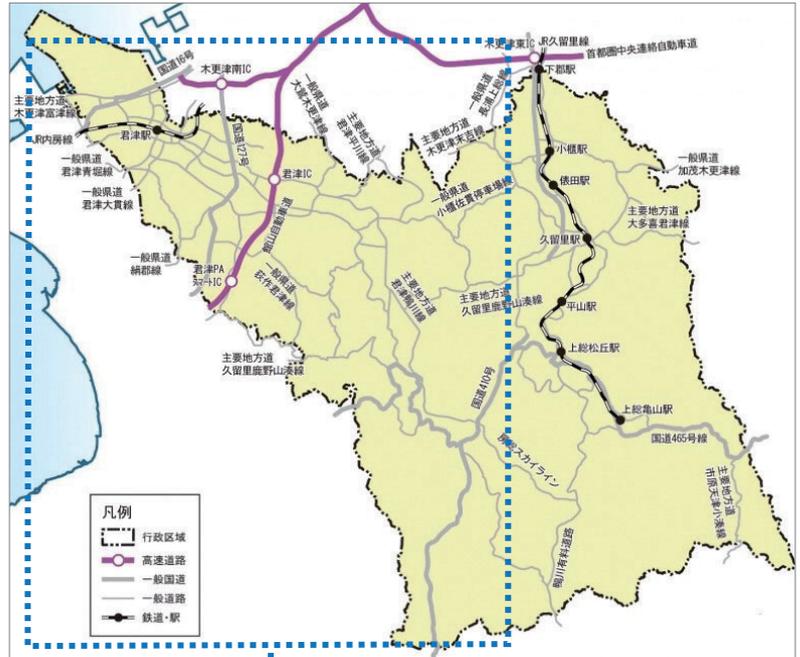
### (3) 公共交通の状況

鉄道は、西部にJR内房線、東部にJR久留里線が配置されており、JR内房線君津駅、JR久留里線下郡駅・小櫃駅・俵田駅・久留里駅・平山駅・上総松丘駅・上総亀山駅の8駅があります。

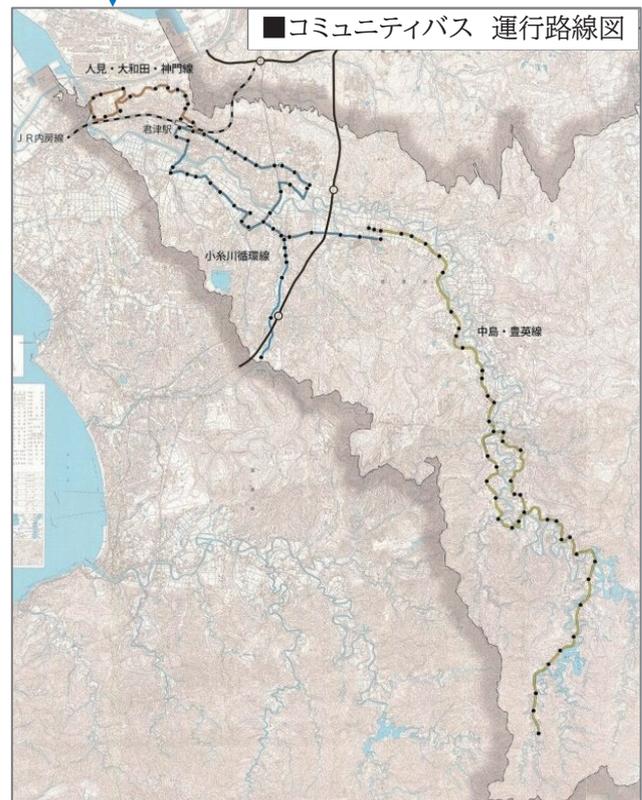
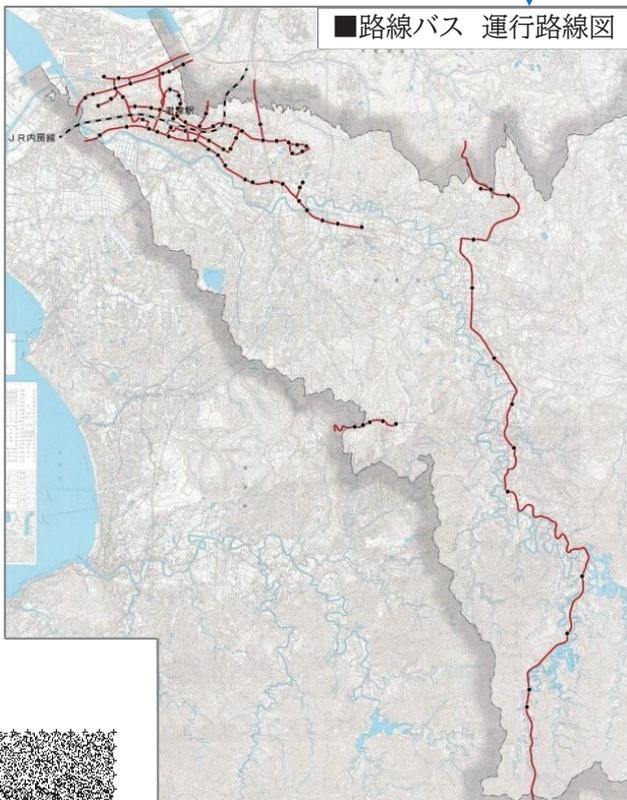
高速バスは市域内に日東交通と京浜急行等が運営する9路線が運行されており、鉄道による長距離移動を補完しています。そのうち6路線は、君津バスターミナルまたは君津駅を発着・経由しています。

路線バスは、直行便を含めて12路線あります。そのうち、君津駅を発着・経由するのは7路線あります。また、5路線が木更津駅発着であり、隣接する木更津市との結びつきが強くなっています。

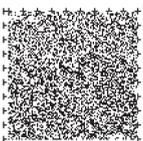
そのほか、交通空白地域を解消するため、本市ではコミュニティバスを3路線運行しています。また同様に、小櫃地区と上総地区においてデマンドタクシーを運行しています。



資料: 君津市景観計画



資料: 君津市地域公共交通網形成計画(H28)



## 2-2 バリアフリーに関する市民アンケート結果

バリアフリーの現状に対する満足度やバリアフリーに対する意識などを把握することを目的に、市民の方を対象としたアンケート調査を実施しました。

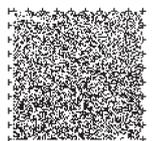
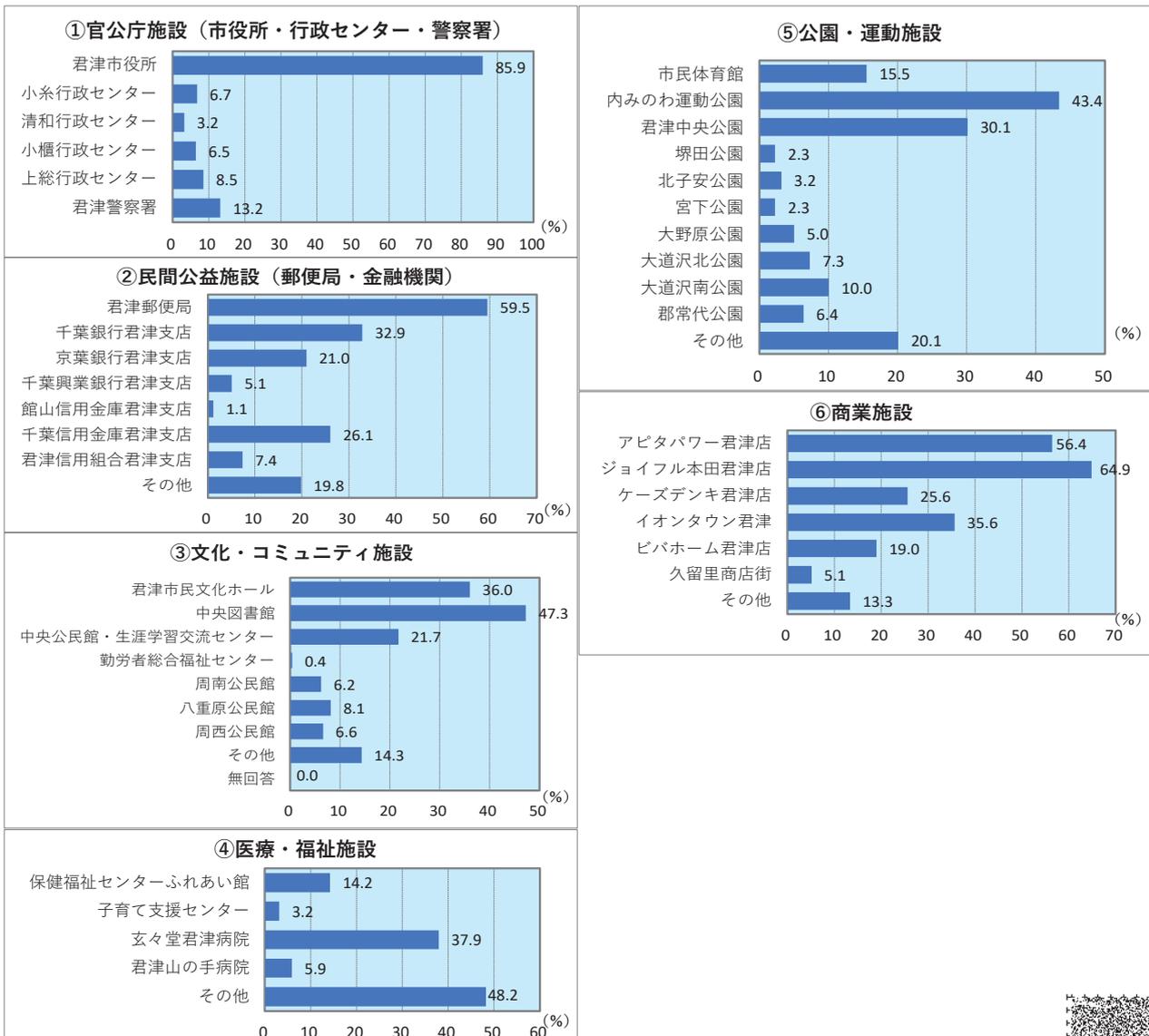
### ▼バリアフリーに関する市民アンケート調査の概要

調査対象	市内在住の20歳以上の市民1,000人
調査項目	利用頻度の高い施設や移動手段、施設利用時や移動時の問題点、心のバリアフリーに対する認知度や意識、自由意見
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査時期	令和3年10月～11月
回答数	435票（回収率43.5%）

### (1) よく利用する施設

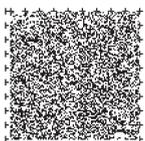
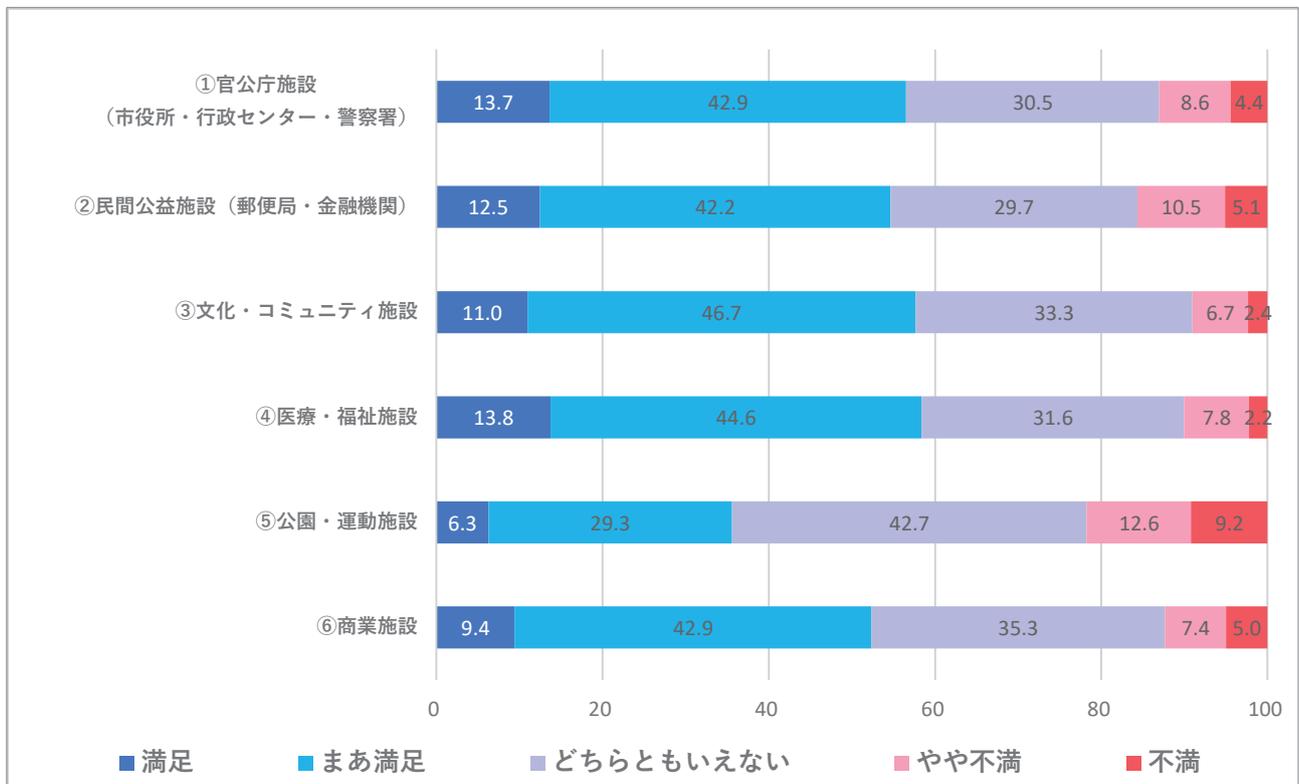
官公庁施設では市役所の利用率が大変多くなっています。民間公益施設では君津郵便局や千葉銀行などの利用が多くなっています。

医療福祉施設では玄々堂君津病院、文化コミュニティ施設では中央図書館と君津市民文化ホール、公園運動施設では内みのわ運動公園と君津中央公園、商業施設ではジョイフル本田とアピタパワーの利用がそれぞれ多くなっています。



## (2) よく利用する施設のバリアフリー状況

よく利用する施設のバリアフリー状況は、相対的に「公園・運動施設」の満足度が低い状況となっています。



(3) よく利用する移動手段とバリアフリー状況

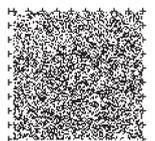
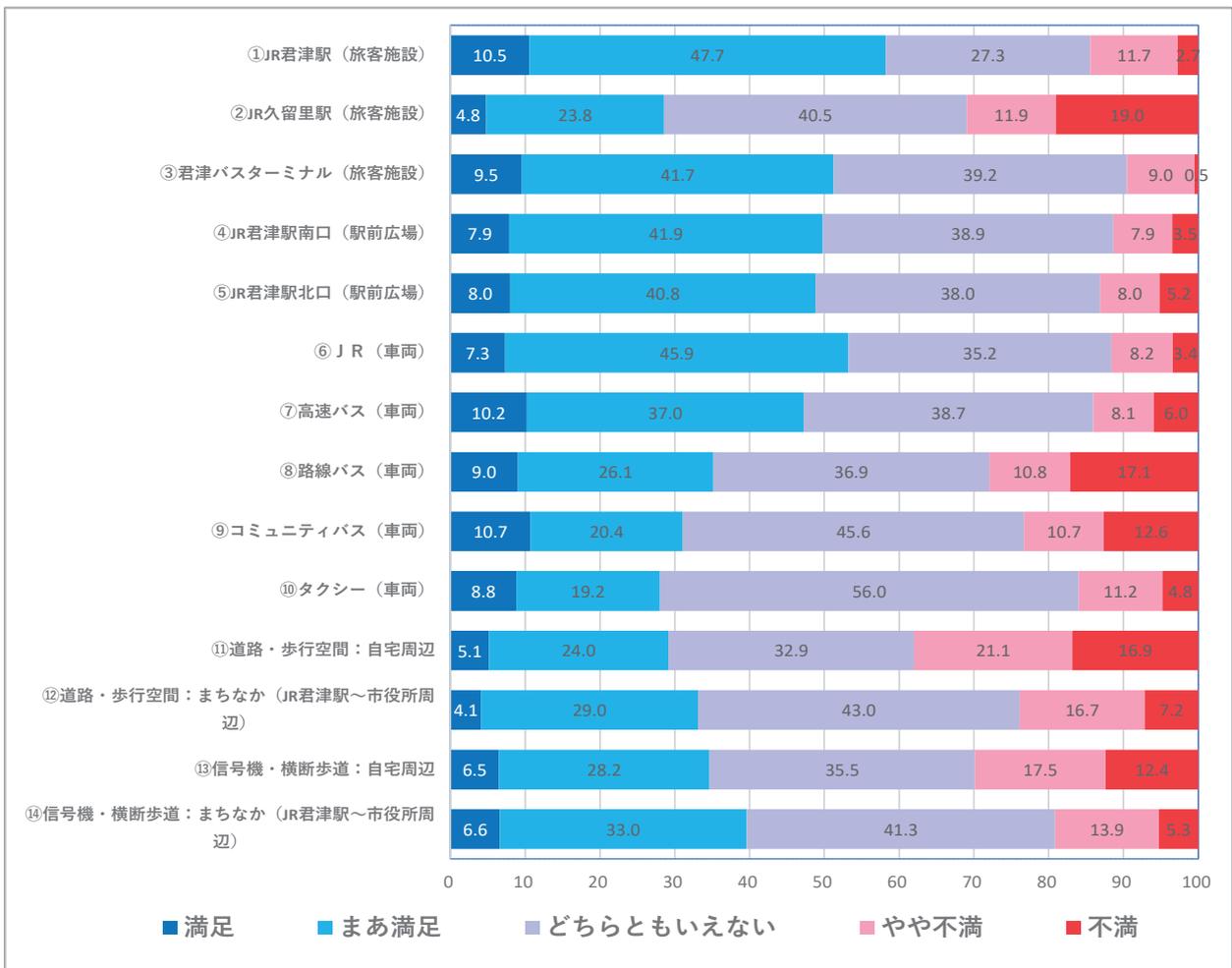
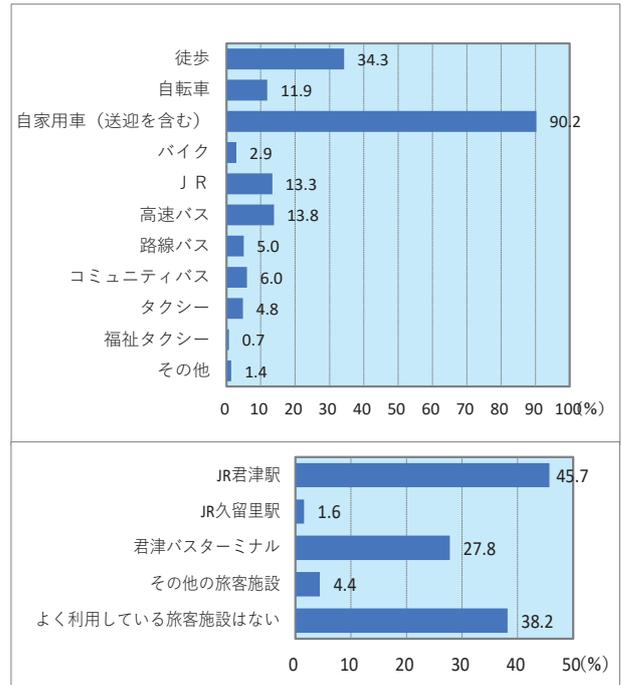
よく利用する移動手段は自家用車が90%となっている状況です。

旅客施設の利用率は、君津駅が46%であり、他に比べ比較的高い状況です。

移動手段のバリアフリー状況に対する満足度は、旅客施設ではJR久留里駅の満足度が低くなっています。

車両では、JRや高速バスに比べると、路線バスやタクシーの満足度が低くなっています。

道路・歩行空間、信号機・横断歩道は公共交通施設と比べると満足度が全体的に低くなっています。

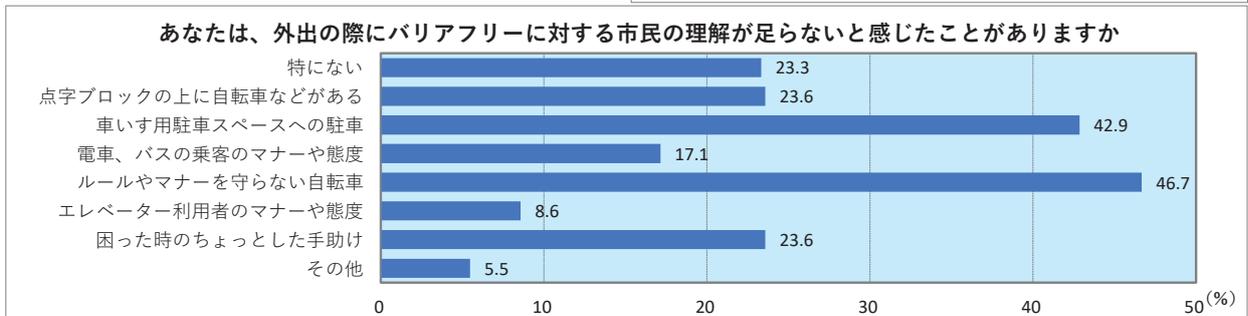
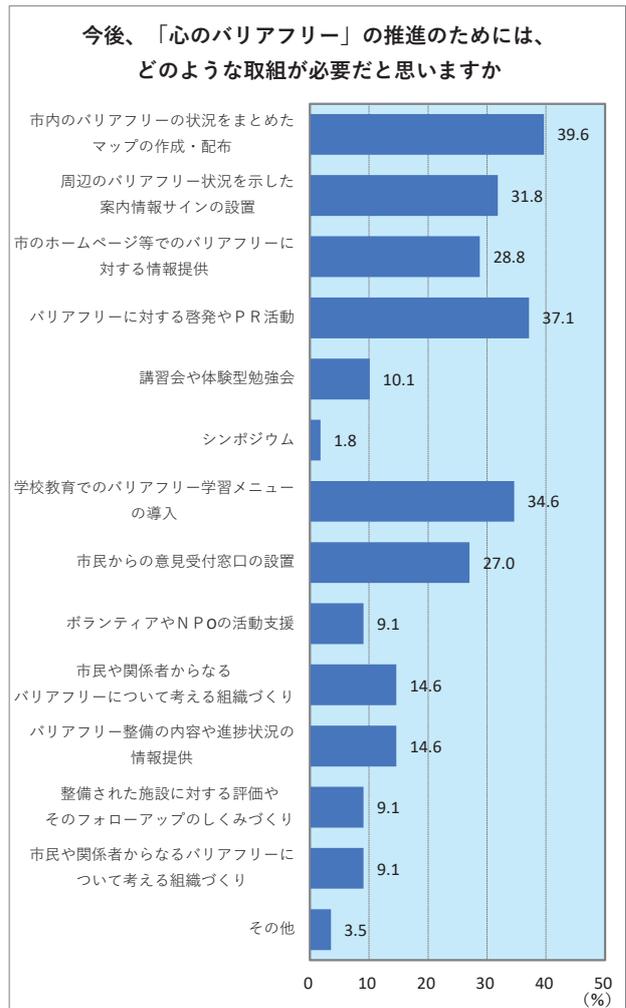
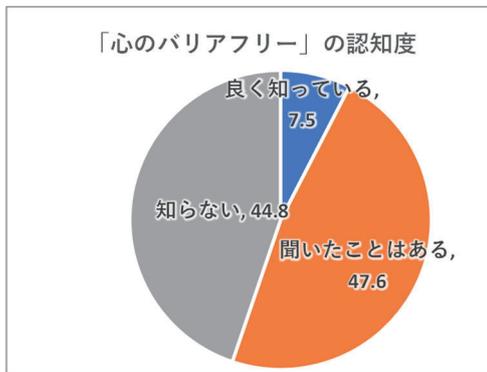


#### (4) 「心のバリアフリー」の状況

「心のバリアフリー」の認知度は、よく知っているが 7.5%と低い状況です。

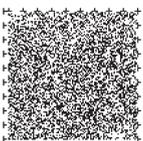
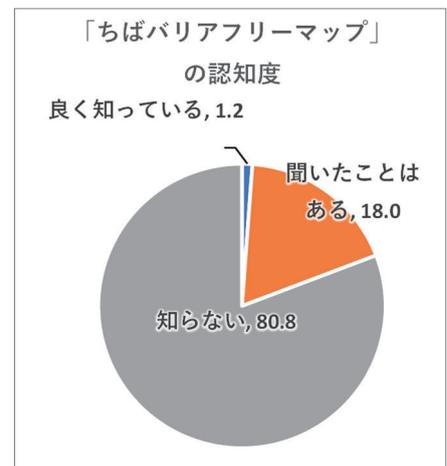
市民の理解が不足と感じた内容としては「ルールやマナーを守らない自転車」「車いす用駐車スペースへの駐車」の割合が高くなっています。

「心のバリアフリー」の推進のために必要な取組としては「バリアフリーマップの作成・配布」「啓発やPR活動」「学校教育への導入」の割合が高くなっています。



#### (5) 「バリアフリー情報」の状況

「ちばバリアフリーマップ」の認知度は、「聞いたことはある」を含めても 19%と低い状況です。



(6) バリアフリー化に関する要望等 ※主な自由意見（抜粋）

■歩道の段差や幅員に関する要望等【29人】

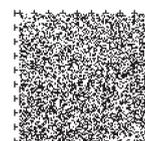
意見	性別	年齢
(道路幅を広げるだけでなく)段差もできるだけ少なくして怪我をするリスクを少しでも無くしてほしい。	男性	20代
歩行者用の道路を考えるべきだと思います。なおせるところは少しずつなおしていけばいいと思いますが、障がいのある方のことを考えて道路はつくるべきではなからうかと思えます。今までこういった手紙はありませんでしたので、逆に君津も変わりつつあると感じました。	男性	40代
歩道の段差解消の工事が他市町村より遅れていると思う。	男性	40代
バリアフリー化はたしかに必要ですが、日頃使っている道路・歩道等の整備も必要かと思えます。少しの段差があると車イスや杖をつかれている方などが転倒しないか心配です。	男性	70歳以上
ベビーカーを押していると石畳はきれいだけどガタガタして赤ちゃんによくないとか歩道の切り下げのナメな所がとにかくいやなのに気づきます。電柱もさけながら…楽しく散歩できる街にしてほしい。	女性	40代
舗道がでこぼこしていたり、街全体がきれいと感じない。	女性	60代
高齢者や障がい者にとっては住みにくい所。理由は段差有り過ぎ。災害の時、避難に不便である。	女性	70歳以上

■PR強化・意識向上に関する要望等【16人】

意見	性別	年齢
WEBでは高齢者は見る事が出来ません。高齢の1人暮らしは誰かに頼るしかありません。マップ等作成し配布すべきです。介護タクシーをしらない高齢者もいました。	男性	30代
市民へのPRが不足。まずは市として積極的な行動を。	男性	70歳以上
せっかくちばバリアフリーマップがあるならもっと認知度をあげた方がいいと思う。	女性	30代
無知が心のバリアフリーの障害になっていると思うので、相互理解を深めるためのPRが必要だと思います。	女性	50代
バリアフリーについてもっと知らせてほしいと思います。今、自分が元気で居ますが、いつ車いす状態になるか分かりません。その時になって、あわてない様にしたいと思います。	女性	70歳以上

■公共交通機関の改善に関する要望等【10人】

意見	性別	年齢
施設のバリアフリーは進んでいる印象がありますが、今後高齢化が進行する中で交通の問題を考える必要があると思います。	男性	40代
バスの乗り降りしやすいように段差を小さくしてほしい。路肩ギリギリで止まってくると段差があっても乗れるが、道路ふちだと高すぎて乗るのが困難。	女性	70歳以上



■公共施設・トイレ等の改善に関する要望等【9人】

意見	性別	年齢
物理的なバリアフリー化は多額な資金を要する為、最低限の公共施設は実施改善される事が望ましいと考える。	男性	70歳以上
大人用ベッドがある車いすトイレを増やしてほしいです。	女性	40代
障がいや年齢等、その方の個々の方々に全て満足できる環境の提供は難しいと思います。公共施設や商業施設、公園等は誰でも使える清潔なトイレの充実を希望します。	女性	50代
君津駅北口のトイレのバリアフリー化と清潔感がない、汚れていて入りたくない。使い方も悪いのかもしれないが、南口との差がひどい。	女性	60代

■市民の意見聴取に関する要望等【6人】

意見	性別	年齢
誰もが安心してすみやすい君津になるよう予算ぐみから、ぜひ市民の声を大切にしてほしい。	女性	40代
目や耳が悪い方以外で困っている方の意見も取り入れてほしいです。	女性	60代
当事者視点での不便さに耳を傾け、それに対応できるシステムの構築が望まれます。声に出せない弱者が殆どでは？	女性	70歳以上

■心のバリアフリーやソフト面の取組に関する要望等【5人】

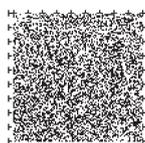
意見	性別	年齢
ハード面も大切ですが、ソフト面(心)の健康が第一だと思うので、声掛け等の強化。家庭内の見えにくい部分は特に大事だと思います。他人の目が届きませんので。	女性	50代
年齢を重ねるごとにすべてに不自由を感じるが自分自身なるべく迷惑をかけないよう、お互い助合の心で明るく多くの人が住みたくなるような街になってほしいです。	女性	70歳以上

■車いす駐車場に関する要望等【4人】

意見	性別	年齢
車いす専用駐車場等に一般の人が停めている事が多いため、厳しくしてほしい。	男性	30代
車いす等の人を使用する駐車スペースが少ない。	男性	70歳以上

■信号機に関する要望等【3人】

意見	性別	年齢
徒歩の信号を長く、秒数表示、歩車分離信号、音の出る信号機(があると良い)。	男性	40代
音の出る信号機の不足。	男性	60代



## 2-3 バリアフリー化の現状

### (1) 公共交通のバリアフリー化の状況

鉄道駅のバリアフリー化については、JR君津駅においては概ねバリアフリー化が進んでいる状況です。

一方、君津駅以外の駅（JR久留里線）においては、バリアフリー化が進んでいない状況です。

#### ■鉄道駅バリアフリー設備設置状況

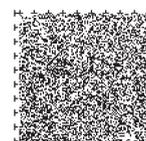
路線名	駅名	ホーム エレベーター	ホーム エスカレーター	障害者用 トイレ	誘導警告 ブロック	点字 券売機	点字 運賃表	点字 時刻表	改札外 エレベーター	改札外 エスカレーター
JR内房線	君津駅	○2	○2	○	○	○3	○	×	○2	×
JR久留里線	下郡駅	-	-	×	○	×	×	×	-	-
	小櫃駅	-	-	×	○	×	×	×	-	-
	俵田駅	-	-	×	○	×	×	×	-	-
	久留里駅	-	-	○	○	○	×	×	-	-
	平山駅	-	-	○	○	×	×	×	-	-
	上総松丘駅	-	-	○	○	×	×	×	-	-
	上総亀山駅	-	-	○	○	×	×	×	-	-

※「-」地上駅のため、昇降機（エレベーター、エスカレーター等）設置不要  
資料：千葉県資料（R3.3現在）、数字は箇所数

### (2) バリアフリー実態調査結果（君津駅周辺地区）

歩行者や施設利用者が多い「君津駅周辺地区」における主要な道路の歩道部分を中心に、歩行や車いすの通行に支障となる課題箇所について、現地調査を行いました。

調査方法は基本的に目視による確認とし、課題と想定される箇所については、写真で示したとおりです（次頁参照）。



■実態調査対象地区（君津駅周辺地区：駅南）



①公園入口点字ブロックなし、段差あり



②電柱による歩行等の障害



③歩道狭く車椅子は通行不可



④車止めにより車椅子通行不可



⑤公園入口付近点字ブロックなし



⑥君津駅に向かう歩行者が多いが、歩道がない



⑦歩道に破損、段差あり



⑧施設入り口付近に点字ブロックなし

- 官公庁施設
  - 民間公益施設
  - 文化・コミュニティ施設
  - 医療・福祉施設
  - 大規模商業施設
  - 観光・宿泊施設
  - 駐車場・駐輪場（公共）
- 対象範囲
- 調査ルート



⑨踏切付近に点字ブロックなし



⑩交差点に信号機、横断歩道なし



⑪公園入口付近点字ブロックなし



⑫歩道の破損、段差あり



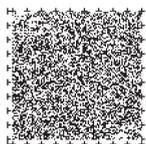
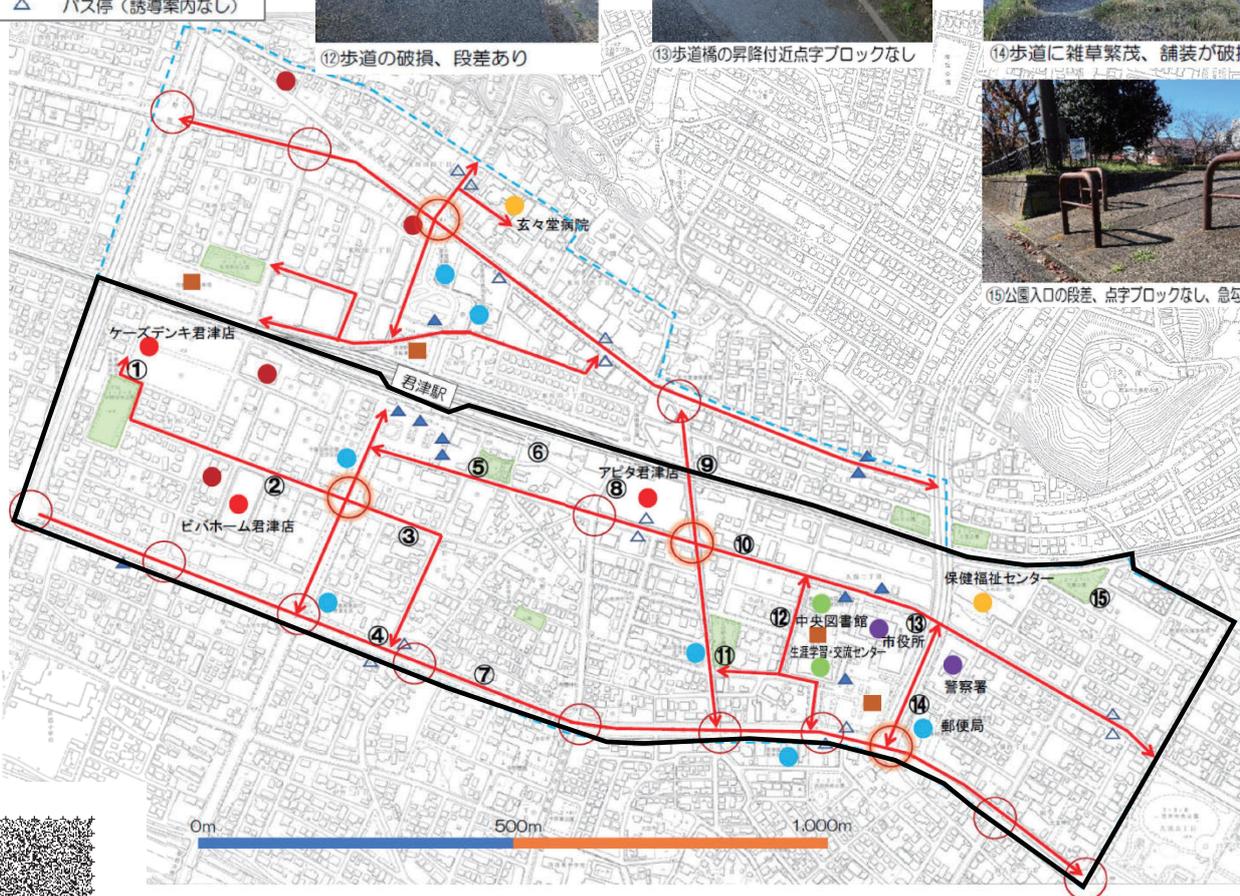
⑬歩道橋の昇降付近点字ブロックなし



⑭歩道に雑草繁茂、舗装が破損



⑮公園入口の段差、点字ブロックなし、急勾配



■実態調査対象地区（君津駅周辺地区：駅北）



①身障者用駐車スペースあり



②車止めににより車椅子通行不可



③車止めににより車椅子通行不可



④歩道陥没による段差あり



⑤公園の入口付近点字ブロックなし



⑥歩道路面の破損、段差あり



⑦歩道部分点字ブロックなし



⑧突然点字ブロックが途切れる

- 官公庁施設
  - 民間公益施設
  - 文化・コミュニティ施設
  - 医療・福祉施設
  - 大規模商業施設
  - 観光・宿泊施設
  - 駐車場・駐輪場（公共）
- 対象範囲  
— 調査ルート



⑨交差点に信号機、横断歩道なし



⑩段差対策あるが、車椅子単独では困難



⑪車止めににより車椅子通行不可

- 音響式信号のある交差点
- 音響式信号のない交差点
- ▲ バス停（誘導案内あり）
- △ バス停（誘導案内なし）



⑫駐輪場入口付近に段差あり



⑬歩道部分段差あり、点字ブロックなし



⑭歩道が狭く、点字ブロックなし



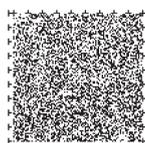
### (3) 関係団体ヒアリング結果（君津駅周辺地区）

移動円滑化のための意見、バリアフリー化に対する具体的要望等の意見を把握することを目的に、関係団体を対象としてヒアリングを実施しました。

- 【調査実施団体】 ・ 君津市シニアクラブ連合会（4団体）  
 ・ 君津市障がい者団体連合会（6団体）

#### ■主要意見のまとめ

	君津市シニアクラブ連合会	君津市障がい者団体連合会
質問1： 普段よく行く場所や施設の位置及び移動する際に使う歩道（自家用車での移動以外）等のルートをお教えください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 君津駅</li> <li>● 玄々堂病院、その他クリニック等</li> <li>● アピタ、ケーズデンキ、ビバホーム、尾張屋</li> <li>● 君津市役所・周辺公共施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 玄々堂病院、その他クリニック等</li> <li>● アピタ、ケーズデンキ、ビバホーム、尾張屋</li> <li>● 君津市役所・周辺公共施設</li> <li>● 駅周辺の金融機関</li> </ul>
質問2： 普段よく行く場所や施設及び移動する際のルート上で危険・不便だと感じる場所をお教えください。（舗道の段差や凹凸などの危険箇所、バリアフリー化されていない箇所等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩道の段差や雑草の繁茂、電柱等により、歩きにくい・車イスの通行ができない</li> <li>● 歩道と車道の段差が大きい</li> <li>● 横断歩道や信号機がない箇所があり、危険</li> <li>● 駅北側の公衆トイレが汚い、バリアフリー化されていない</li> <li>● 駅南北移動がしにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 駅舎階段等の色差塗装が消えている</li> <li>● 商業施設に障がい者専用駐車場が少なく、近くに横断歩道がない</li> <li>● 音響式信号機が少ない</li> <li>● 歩道の段差や雑草の繁茂、電柱等により、歩きにくい・車イスの通行ができない</li> <li>● 道路管理区分により、点字ブロック整備に差がある</li> <li>● 君津市役所のトイレが狭く、1Fの床の段差が歩きにくい</li> </ul>
質問3： 高齢者や障がいのある方が自立した生活を営むため、国や県、市より以下のような支援がある場合、外出する動機となりますか。具体的な支援の内容や場所について教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 街灯、手すりの設置</li> <li>● 休憩場所の整備</li> <li>● 外出支援</li> <li>● 駅南北の往来しやすい工夫</li> <li>● 歩道の整備（街路樹伐採等）</li> <li>● 歩車分離信号機の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 君津駅北側公衆トイレの多機能化</li> <li>● 歩道や商業施設におけるサイン等の整備</li> <li>● 歩道の段差解消等の整備</li> <li>● 公共施設内のバリアフリー化（手すり・カート等）</li> </ul>
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車や自転車での移動が主</li> <li>● 公園のトイレが汚い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 徒歩での移動ではなく車移動が主</li> <li>● 支援団体や事業者がいないため、他市に依存</li> <li>● コンビニ等のトイレが汚い、多機能化</li> </ul>
質問4： 真のバリアフリー化を図るためには、段差解消などの物理的な施設整備だけでなく、すべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことができる環境づくりが重要であると考えています。そこで、今後の君津市において、市民への意識啓発や情報提供などの視点から、将来に必要なことや取り組んでいくべきことはありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者や高齢者を市民全体で見守る・手助けするキャンペーン等の継続的な展開</li> <li>● 障がい者や高齢者が抱える問題等について、パンフレット配布等による周知・啓蒙活動</li> <li>● 運転免許返納者への移動手段の確保（コミュニティバスの利便性向上・新たな交通手段の導入検討）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共空間（車止めや駅舎階段等）において色差塗装が消えている</li> <li>● 市民や商業事業者等に対する障がい者への理解促進</li> <li>● 自治会や連合会、商工会、福祉関連団体及び行政の連携強化</li> </ul>



## 2-4 バリアフリー化の課題

これまでの検討結果を踏まえ、本市におけるバリアフリー化の課題を以下の3点に整理しました。

### (1) 交通施設や建築物等に関する課題

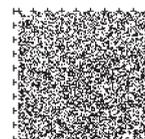
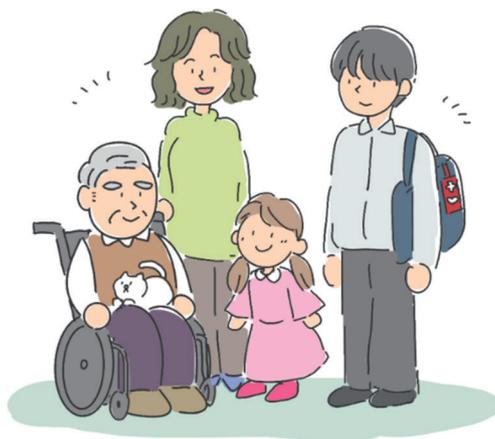
- ◇市民の生活の足である公共交通に加え、市民の利用が多い自動車交通（駐車場等）に関するバリアフリー化の促進が必要
- ◇常に多くの市民が利用する施設（生活関連施設）やその経路におけるバリアフリー化の促進が必要
- ◇生活関連施設が集まっているエリアにおける重点的・一体的なバリアフリー化の促進が必要

### (2) 市民の意識啓発や情報共有に関する課題

- ◇高齢者や障がい者に対する意識の啓発や適切な情報発信・共有が必要

### (3) 多様化する生活様式に関する課題

- ◇誰もが気軽に外出・来訪できる環境づくりが必要



## 3. 市全体における移動円滑化の基本方針

### 3-1 バリアフリー化の基本理念と基本方針

#### (1) バリアフリー化の基本理念

本市の人口が減少し、高齢者や障がい者が占める割合が高くなっている中で、市民の生活の足である公共交通や自動車交通をはじめ、市民の生活の拠点である公共施設や商業施設、病院などの建築物についてもバリアフリー化を推進することが大変重要です。

バリアフリー化においては、ハード整備だけでなく、それに関わるソフト整備（利用補助・情報発信等）や「心のバリアフリー」に関わる取組（意識の啓発等）も求められます。

また、コロナ禍を踏まえた「新しい生活様式」が定着しつつある中で、様々な配慮がこれまで以上に必要となります。

これらのことを踏まえ、本市のバリアフリー化を進めるにあたって、以下を基本理念とします。

#### 【上位計画の基本理念等】

##### ■君津市総合計画

◇ひとが輝き 幸せつなぐ きみつ

#### 【関連計画の基本理念等】

##### ■君津市都市計画マスタープラン

◇人が集い 活力あふれる 健康都市 きみつ

##### ■君津市地域福祉計画

◇いつまでも住み続けたい 支え合いのまち きみつ

##### ■君津市障害者基本計画・君津市障害福祉計画・君津市障害児福祉計画

◇希望にあふれ、みんなが共に支え合い、創り上げる地域共生社会 きみつ

##### ■高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

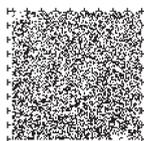
◇住み慣れた地域で安心して暮らせるまち「きみつ」の構築を目指して

##### ■君津市地域公共交通網形成計画

◇市民が手軽に外出できるまちづくり、行政・交通事業者・市民との協働による持続可能な地域公共交通の確立

君津市における  
バリアフリー化  
の基本理念

ともに支え合い 誰もが健やかに暮らしつづける  
人がやさしいまち きみつ



## (2) 基本理念に基づくバリアフリー化の基本方針

本市の地域特性として、市域が広く、地理的条件や鉄道網の関係などから、自家用車の利用を前提としたライフスタイルが定着しているため、特に市内の移動においては自動車が必要な移動手段になっています。

そのため、公共交通だけでなく、駐車場を含めた自動車交通についても、バリアフリー化を進めていくことが重要です。

常に多くの市民が利用する施設（生活関連施設）は、「都市交流拠点」として位置付けられている君津駅周辺に比較的多く見られますが、市内においてはその他にも4つの「生活拠点」があるため、生活関連施設が点在しています。

また、「産業拠点」や「観光交流拠点」においては、誰もが利用しやすい環境づくりが課題となっています。

令和2年度に実施した「関係団体ヒアリング結果」においては、施設のハード面やソフト面での整備に加え、市民意識の啓発等の「心のバリアフリー」を推進していくことが課題として指摘されています。

これらのことを踏まえ、基本理念を実現するための基本方針を下記の3方針とし、本市のバリアフリー化を推進していきます。

### 君津市におけるバリアフリー化の基本方針

#### ①公共交通・駐車場や建築物等のバリアフリー化の推進（ハード・ソフト）

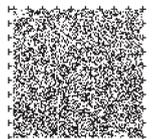
- ・市民の生活の足である公共交通や自動車交通（駐車場等）に加え、常に多くの市民が利用する施設（生活関連施設）のハード面やソフト面でのバリアフリー化を推進します。

#### ②みんなで理解し、支え合う『心のバリアフリー』の推進（ハート）

- ・ハード面やソフト面の整備に加え、市民の理解とともにそれを補う人のやさしさによるハート面でのバリアフリー化（心のバリアフリー）を進めます。

#### ③誰もが分かりやすいユニバーサルデザインの推進

- ・誰もが気軽に外出できる環境づくりに向けて、識別が容易なユニバーサルデザインの採用や、案内標識等の情報提供の多言語化を進めます。



## ■バリアフリー化の基本理念・基本方針・施策の体系

### 基本理念

ともに支え合い  
誰もが健やかに暮らしていける  
人がやさしいまち  
きみつ

### 基本方針

【基本方針1】  
公共交通・駐車場や建築物等のバリアフリー化の推進（ハード・ソフト）

【基本方針2】  
みんなで理解し、支え合う『心のバリアフリー』の推進（ハート）

【基本方針3】  
誰もが分かりやすいユニバーサルデザインの推進

### 施策・事業

公共交通  
（旅客施設）

公共交通  
（車両等）

道路・  
交通安全

建築物  
（駐車場含む）

都市公園  
（駐車場含む）

路外駐車場

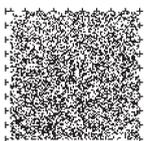
市民の取組

事業者の取組

行政の取組

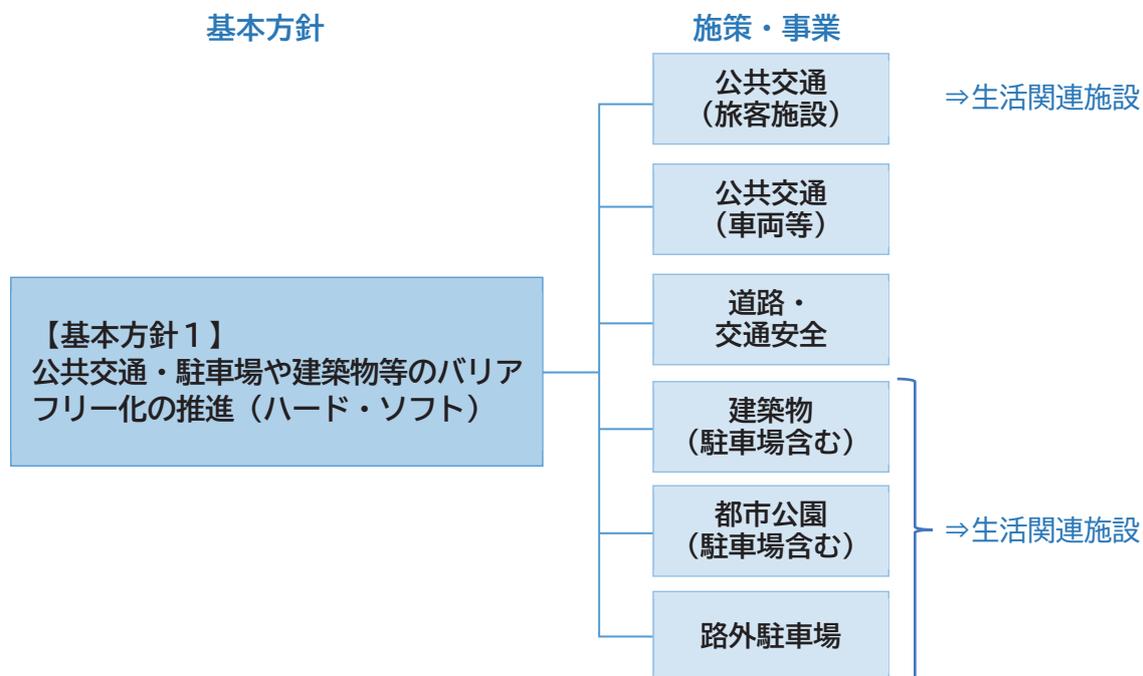
生活関連施設

観光



### 3-2 【基本方針1】公共交通・駐車場や建築物等のバリアフリー化の推進

市民の生活の足である公共交通や自動車交通（駐車場等）に加え、常に多くの市民が利用する施設（生活関連施設）のハード面やソフト面でのバリアフリー化を推進します。



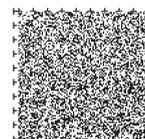
#### <生活関連施設とは>

バリアフリー法においては、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」を「生活関連施設」として設定する対象としています。また、「建築主等は、その建築をしようとし、又は所有し、若しくは占有する特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。

今回、本市では以下のような設定基準を設け、生活関連施設を設定しました。

#### ■生活関連施設の設定基準

区分	設定基準
旅客施設	・1日3,000人以上の利用者のある旅客施設（鉄道駅等） （または、広域利用や乗り継ぎ利用が多いターミナル旅客施設）
官公庁施設	・常に多数の人が利用する官公庁施設
民間公益施設	・常に多数の人が利用する郵便局もしくは金融機関 （市と提携等）
福祉・医療施設	・高齢者、障がい者等が常時利用する福祉施設 ・常に多数の人が利用する医療施設
文化・コミュニティ施設	・常に多数の人が利用する文化施設もしくは集会施設等
商業施設	・床面積2,000㎡以上の大規模商業施設
運動施設・公園	・常に多数の人が利用する運動施設もしくは公園 （または、避難所となっている施設）
路外駐車場	・一般の人が利用でき、駐車料金を徴収する面積500㎡以上の駐車場



## (1) 公共交通（旅客施設・車両等）のバリアフリー化の推進

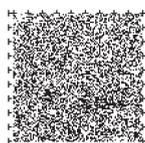
すべての人が安全かつ快適に移動できるよう、公共交通移動等円滑化基準や国のガイドラインに沿って、公共交通（旅客施設・車両等）の整備を推進します。

### ■公共交通（旅客施設）のバリアフリー化の推進

区分	整備方針
ハード面	<ul style="list-style-type: none"><li>● エレベーターなどの昇降設備の整備により段差の解消を図ります。</li><li>● 視覚障害者誘導用ブロックや階段の手すりの設置・改善を進めます。</li><li>● 運行情報や施設案内等は、文字や音声による情報提供設備、あるいは案内用図記号による標識等を用いて、わかりやすく提供できるようにします。</li><li>● 障害者用トイレの整備や利用環境改善を図ります。</li></ul>
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"><li>● 案内所等に筆談用具を設け、筆談用具があることを表示します。</li><li>● 優先席や障害者用トイレ等を真に必要な方が利用できるよう、一般利用者に対して、ポスター掲示、車内放送での呼びかけ等を進めます。</li><li>● 渡り板等を使用して車いす使用者が適正に乗降することができるよう、職員等に対する教育訓練の実施や体制の確保等の環境づくりに努めます。</li><li>● ハード基準に適合した旅客施設がその機能を適正に維持することができるよう、定期的な点検等を実施します。</li></ul>

### ■公共交通（車両等）のバリアフリー化の推進

区分	整備方針
ハード面	<ul style="list-style-type: none"><li>● 《鉄道車両》車いすスペースや車いすで利用可能なトイレの設置を進めます。</li><li>● 《バス車両》低床バス（ノンステップバス、ワンステップバス）車両を増やします。</li><li>● 《タクシー車両》ユニバーサルデザインタクシーをはじめとする福祉タクシーの車両を増やします。</li></ul>
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"><li>● 車内でのアナウンス等を充実します。</li><li>● 優先席等を真に必要な方が利用できるよう、一般利用者に対して、ポスター掲示、車内放送での呼びかけ等を進めます。</li><li>● 渡り板等を使用して車いす使用者が適正に乗降することができるよう、職員等に対する教育訓練の実施や体制の確保等の環境づくりに努めます。</li><li>● ハード基準に適合した車両等がその機能を適正に維持することができるよう、定期的な点検等を実施します。</li></ul>



## (2) 道路・交通安全施設（信号等）のバリアフリー化の推進

すべての人が安全かつ円滑に歩行できるよう、道路に関するバリアフリー化基準（道路移動等円滑化基準）に沿った整備を推進します。

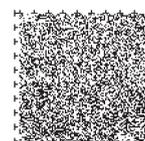
また、必要な交通安全施設（信号等）の整備も推進します。

### ■道路のバリアフリー化の推進

区分	整備方針
ハード面	<ul style="list-style-type: none"><li>● 視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、連続的に設置します。</li><li>● 歩道では、段差の解消をはじめ、歩行路面を含めた平坦性と十分な幅員を確保します。</li><li>● 歩道の舗装は基本的に透水性舗装とします。</li><li>● 案内標識は安全性と視認性の確保を図るとともに、わかりやすい案内地図とし、ユニバーサルデザインに配慮した設計とします。</li><li>● 歩行中に休憩がとれるよう、歩道通行の安全性を考慮しながら、適宜ベンチを設置します。</li><li>● 駅前広場などには、障がい者等が乗降しやすいよう乗降場を設置します。</li></ul>
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"><li>● 関係機関等と連携し、視覚障害者誘導用ブロック等を真に必要な方が利用できるよう、不正利用防止に関する広報・啓発活動等を実施します。</li><li>● バリアフリー化施設の維持管理を適正に行うとともに、改善が必要な箇所については、順次修繕を行います。</li></ul>

### ■交通安全施設（信号等）のバリアフリー化の推進

区分	整備方針
ハード面	<ul style="list-style-type: none"><li>● 信号機については、必要に応じて、視覚障がい者のための音響機能、高齢者や車いす利用者などのための歩行者用青色信号の時間延長機能等を整備し、信号交差点での横断の利便性の向上を図ります。</li><li>● 歩行者の動線を調査し、必要に応じて横断歩道に視覚障害者用横断帯（エスコートゾーン）を設置します。</li><li>● 道路標識や道路標示をわかりやすく見やすい場所に整備します。</li></ul>
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"><li>● 関係機関等と連携し、違法駐車車両の取り締まりの強化並びに違法駐車防止に関する広報・啓発活動等を実施します。</li><li>● バリアフリー化施設の維持管理を適正に行うとともに、改善が必要な箇所については、順次修繕を行います。</li></ul>

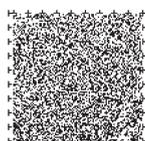


### (3) 建築物（駐車場を含む）のバリアフリー化の推進

すべての人が安全かつ快適に利用できるよう、一定規模以上の新築等（建築工事をする床面積の合計が 2,000 ㎡・公衆トイレは 50 ㎡以上となる新築、増改築や用途変更）を行う建築主等は、建築物に関するバリアフリー化基準（建築物移動等円滑化基準）に沿った整備を進めます。また、それらの既存建築物に対してもバリアフリー化基準に適合するよう努めます。

#### ■建築物（駐車場を含む）のバリアフリー化の推進

区分	整備方針
ハード面	<ul style="list-style-type: none"><li>● 玄関や部屋の出入口は、できるだけ広い幅を確保し、段差を設けないものとします。</li><li>● 廊下は表面を滑りにくくするとともに、視覚障害者誘導用ブロックを設置する等だれもが安心して利用しやすいようにします。</li><li>● 階段は、両側に手すりを付け、緩やかにします。</li><li>● 敷地境界から利用居室までの経路等について、エレベーターやスロープの設置により段差を解消します。</li><li>● エレベーターは、車いす使用者や目の不自由な方が利用しやすい構造とします。</li><li>● 駐車場における駐車スペースは、車いす使用者でも円滑に乗降できるようにします。</li><li>● トイレは、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とし、可能な限りオストメイト対応等の多機能トイレを設置します。</li></ul>
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"><li>● 車いす使用者用駐車施設や障害者用トイレ等を真に必要な方が利用できるよう、一般利用者に対して、ポスター掲示、館内放送での呼びかけ、職員等関係者への周知等を進めます。</li><li>● バリアフリー化施設の維持管理を適正に行うとともに、改善が必要な箇所については、順次修繕を行います。</li></ul>



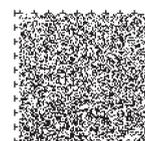
#### (4) 都市公園（駐車場を含む）のバリアフリー化の推進

すべての人が安全かつ快適に利用できるよう、都市公園に関するバリアフリー化基準（都市公園移動等円滑化基準）や国のガイドラインに沿った整備を推進します。

また、既設の特定公園施設に対しても、必要に応じてバリアフリー化基準に適合するよう努めます。

##### ■都市公園（駐車場を含む）のバリアフリー化の推進

区分	整備方針
ハード面	<ul style="list-style-type: none"><li>● 出入口は、車いす使用者が通過しやすいよう、十分な幅を確保するとともに、円滑な移動に配慮した、段差のない平坦な構造とします。</li><li>● 通路等の勾配は高齢者、障がい者等に配慮し、可能な限り小さく、平坦な構造とします。</li><li>● 地形等により段差が生じた際には階段にスロープを併設し、手すり・視覚障害者誘導用ブロックの設置を行います。</li><li>● 休息所・管理事務所は、車いす使用者に適した出入口の広さを確保します。</li><li>● 都市公園の駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設け、その旨を表示します。</li><li>● トイレ・水飲場は高齢者、障がい者等が利用しやすい位置に設置し、複数設置されている場合は、1施設以上はバリアフリー化基準に対応した施設とします。</li><li>● 出入口や駐車場付近へ、公園施設の配置や経路を表示した地図案内板を設置します。</li></ul>
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"><li>● 車いす使用者用駐車施設や障害者用トイレ等を真に必要な方が利用できるよう、一般利用者に対して、ポスター掲示、職員等関係者への周知等を進めます。</li><li>● バリアフリー化施設の維持管理を適正に行うとともに、改善が必要な箇所については、順次修繕を行います。</li></ul>



(5) 路外駐車場のバリアフリー化の推進

すべての人が安全かつ円滑に利用できるよう、路外駐車場に関するバリアフリー化基準（路外駐車場移動等円滑化基準）に沿った整備を推進します。

また、既設の路外駐車場に対しても、必要に応じてバリアフリー化基準に適合するよう努めます。

■路外駐車場のバリアフリー化の推進

区分	整備方針
ハード面	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車いす使用者用駐車施設は、出入口にできるだけ近い位置に設置し、その旨を表示します。</li> <li>● 出入口から当該駐車場施設を結ぶ経路は、車いすでの利用に支障が無いよう、広い幅、緩い勾配、段差の解消等、円滑に利用できるように配慮します。</li> </ul>
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車いす使用者用駐車施設等を真に必要な方が利用できるよう、一般利用者に対して、ポスター掲示、職員等関係者への周知等を進めます。</li> </ul>

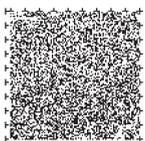
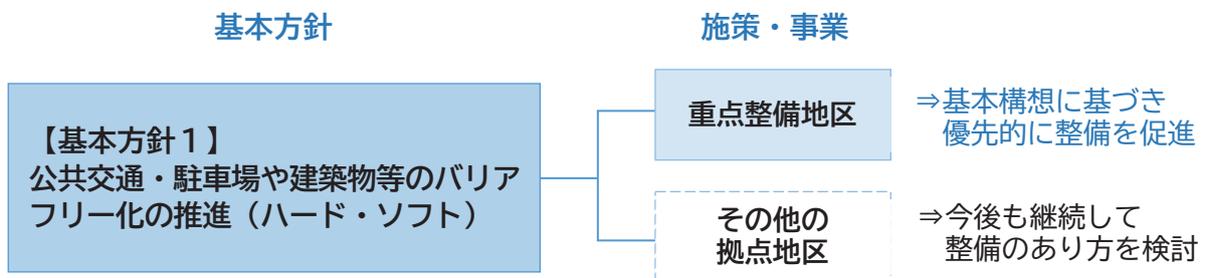
なお、(1) から (5) まで記載した整備方針の内容は、目標とするものです。

具体的実施内容については、重点整備地区における特定事業において検討していきます（下記(6)参照）。

(6) 重点整備地区における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

生活関連施設が多く立地している地区を「重点整備地区」として位置付け、施設までの経路も含め、面的なバリアフリー化を重点的に進めます。

また、その他の拠点地区においては、今後のバリアフリー化の推進状況によって、重点整備地区の見直しを実施する場合も想定されることから、そのような地区については今後も継続して整備のあり方を検討していきます。



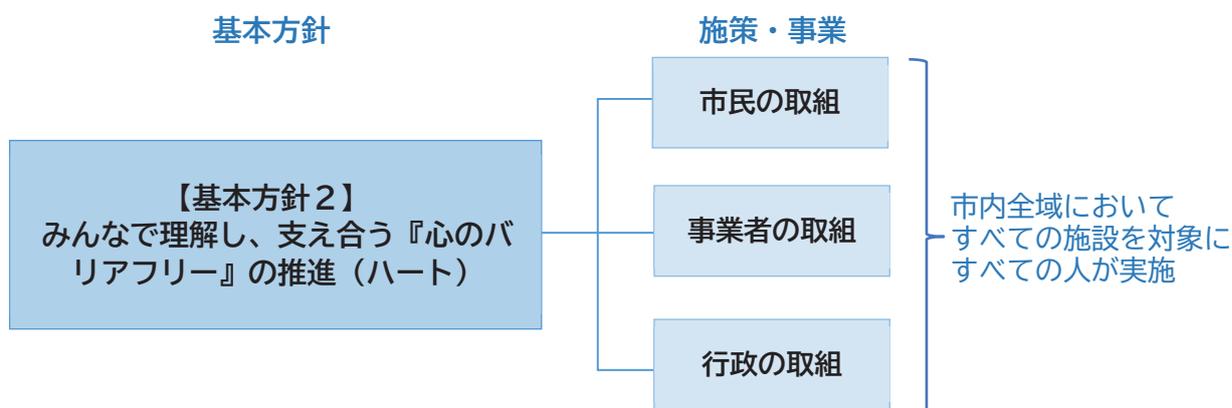
### 3-3 【基本方針2】みんなで理解し、支え合う「心のバリアフリー」の推進

ハード面やソフト面の整備に加え、市民の理解とともにそれを補う人のやさしさによるハード面でのバリアフリー化（心のバリアフリー）を進めます。

心のバリアフリーは、一人ひとりのちょっとした心遣いにより可能となるバリアフリーです。

ともに支え合う社会の実現に向けては、行政だけでなく市民や事業者も、それぞれの立場で心のバリアフリーに取り組んでいく必要があります。

本市においては、心のバリアフリーの取組を市内全域において、すべての施設を対象に市民・事業者・行政が一丸となって、推進します。



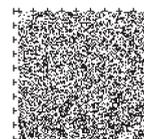
#### < 「心のバリアフリー」とは >

施設のバリアフリー化に代表されるハードの整備が進んでも、市民ひとりひとりが高齢者、障がい者等の特性を理解し、接することができなければ、真の意味でのバリアフリー化は図れません。

「心のバリアフリー」とは、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）に記載されているとおり、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを意味しており、当該行動計画においては、次の 3 点が「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして示されています。

- ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」抜粋）



## (1) 市民の取組

市民一人ひとりが、高齢者や障がい者等の立場に立った「心のバリアフリー」を実現するため、「自分ができること」を考え行動できるような取組を自らが推進します。

### ■施設利用における「マナー向上」や、支援を必要としている方への「声かけ」の実践

障害者用トイレ、車いす使用者用駐車施設、エレベーター、公共交通の優先席等、真に必要な方が円滑に利用できるよう、適正に配慮することに努めます。

また、駅やバス停、生活関連施設等で、支援を必要としている方がいたら「何かお手伝いすることはありますか」と声かけすることに努めます。

### ■行政や事業所等が実施する「教育活動」等への参加

行政や事業者等が実施するバリアフリーに関わる教育活動、養成活動やボランティア活動等に、参加することに努めます。

## (2) 事業者の取組

従業者向けの教育活動、利用者向けの啓発・広報活動や情報提供等、それぞれの立場に立った「心のバリアフリー」を実現するための取組を推進します。

### ■行動につなげるための「教育活動」の推進（従業者向け）

障害や認知症についての知識や接遇の配慮を学ぶ従業者向け研修等を実施することにより、職場における接遇や周囲への啓発に活かしていきます。

### ■理解を深めるための「啓発・広報活動」の推進（利用者向け）

施設利用におけるマナー向上や支援を必要としている方への声かけ等、バリアフリーに関わる利用者の正しい理解を深めるための啓発・広報活動を推進します。

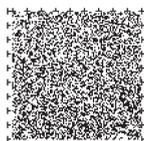
また、障がい者が利活用する用具や補助犬に加えて、各種障害を対象としたマーク・高齢運転者標識・マタニティマーク・ベビーカーマーク等の普及を通じた、障がい者、高齢者、妊婦や幼児連れの方等の抱える困難やそのニーズの理解を促進するための啓発・広報活動を推進します。

### ■誰にでもわかりやすい「情報提供」の推進（利用者向け）

ホームページ等での事前のバリアフリー情報の提供や移動制約に応じた緊急時を含む情報提供の充実等、誰にでもわかりやすい施設情報の提供の充実に努めます。

## (3) 行政の取組

すべての市民や施設利用者に「心のバリアフリー」を実現してもらうため、様々な対象者に応じた教育活動や多様な媒体等を活用した啓発・広報活動を進めます。



## ■「ヘルプマーク」の普及と認知度の向上に向けた啓発の推進

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、千葉県が作成した「ヘルプカード」や「ストラップ型ヘルプマーク」を本市においても配布しています。

今後も、この「ヘルプマーク」の普及と認知度の向上に向けた啓発活動をさらに推進します。



出典:千葉県ホームページ

## ■「ちば障害者等用駐車区画利用証制度」の普及

千葉県では、公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画を必要とする障がい者や介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方に「利用証」を交付し、同区画の適正利用を推進しています。

本市においても、この「利用証」を交付し、制度の普及を推進します。



出典:千葉県ホームページ

## ■学校教育における「心のバリアフリー」の取組の推進

児童・生徒を対象とした障がい者疑似体験や障がい者との交流会等、学校教育などを通して、児童・生徒へバリアフリーの必要性やバリアフリーの心を育てる教育を推進します。

## ■障がい者と健常者が交流するイベント等の開催や支援

障がい者と健常者が交流するスポーツ大会、生涯学習や地域イベント等の開催や後援を行い、広く市民に心のバリアフリーの意識を醸成するための取組を推進します。

## ■「ちばバリアフリーマップ」への情報提供の促進

千葉県では、車いすを利用している方々をはじめ、視覚障がい者、聴覚障がい者、高齢者、妊産婦、幼児連れなどの方が、外出する際に、安心して様々な活動に参加していただけるよう、県内の様々な施設のバリアフリー情報を紹介する「ちばバリアフリーマップ」を作成しています。本市においても、「ちばバリアフリーマップ」への情報提供を推進しています。

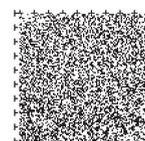
今後も、さらに登録情報の充実を進めるとともに、この「バリアフリーマップ」の認知度の向上に向けた広報活動を推進します。



出典:千葉県ホームページ

## ■市民、事業者や行政の取組内容を、ホームページや広報等で情報発信

市民、事業者や行政の取組内容を、市のホームページや広報等を通じて情報発信することで、バリアフリーに関する知識や気づきの共有を促すなど、継続的な啓発の実施に努めます。

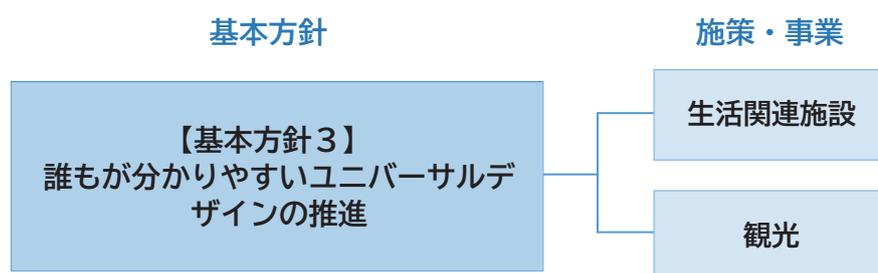


### 3-4 【基本方針3】誰もが分かりやすいユニバーサルデザインの推進

今後、人口の減少が予想されている本市においては、交流人口の拡大が大きな課題の1つとなっています。

昨今の、コロナ禍を踏まえた「新しい生活様式」が定着しつつある中で、様々な配慮がこれまで以上に重要となってきます。

そのため、誰もが気軽に外出できる環境づくりに向けて、識別が容易なユニバーサルデザインの採用や、案内標識等の情報提供の多言語化をすすめます。



#### (1) 生活関連施設等における利用環境整備の推進

主要な生活関連施設等について、ハードとソフトの両面からバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用等、利用環境整備を実施することにより、全ての市民が施設を利用しやすいまちづくりを推進します。

#### ■ユニバーサルデザインに配慮した生活関連施設のトイレのバリアフリー化

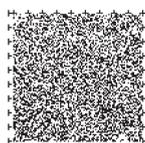
主要な生活関連施設において、全ての人がより快適に使えるトイレとなるよう、ユニバーサルデザインに配慮したトイレ整備を推進します。

#### ■誰もが分かりやすいサイン整備

生活関連施設や交通施設において、誰もが分かりやすい案内板とするため、ピクトグラムや多言語案内等を取り入れたサイン整備を推進します。

#### ■生活関連施設における心のバリアフリーの推進

誰もが安心して施設を利用することができるよう、施設職員の「心のバリアフリー」の意識の浸透を図るため、国から示される接遇マニュアルの活用や社員研修の実施を促し、接遇の向上を推進します。



## (2) 主要な観光地・観光ルートにおける受入環境整備の推進

主要な観光地とその観光ルート（公共交通・道路交通）について、ハードとソフトの両面からバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用等、受入環境整備を実施することにより、全ての観光客が訪れやすく魅力ある観光地づくりを推進します。

### ■ユニバーサルデザインに配慮した観光地のトイレのバリアフリー化

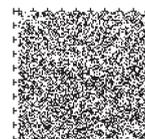
観光地を訪れる全ての人により快適に使えるトイレとなるよう、ユニバーサルデザインに配慮した観光地のトイレ整備を推進します。

### ■誰もが分かりやすいサイン整備

誰もが分かりやすい案内板とするため、ピクトグラムや多言語案内等を取り入れたサイン整備を推進します。

### ■観光地における「心のバリアフリー」の推進

観光地を訪れる観光客等が安心して過ごすことができるよう、観光施設職員の「心のバリアフリー」の意識の浸透を図るため、国から示される接客マニュアルの活用や社員研修の実施を促し、接客の向上を推進します。



## 4. 重点整備地区における移動円滑化の方針

### 4-1 重点整備地区の設定

#### (1) 重点整備地区とは

旅客施設などを中心とする地区や高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区で、当該地区でバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。

重点整備地区の要件は下記のように定められています。

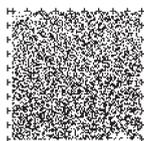
- ①生活関連施設に該当するものが概ね3以上あり、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区。
- ②生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。）を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ③当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

出典：バリアフリー法第2条第21号

#### (2) 重点整備地区の設定

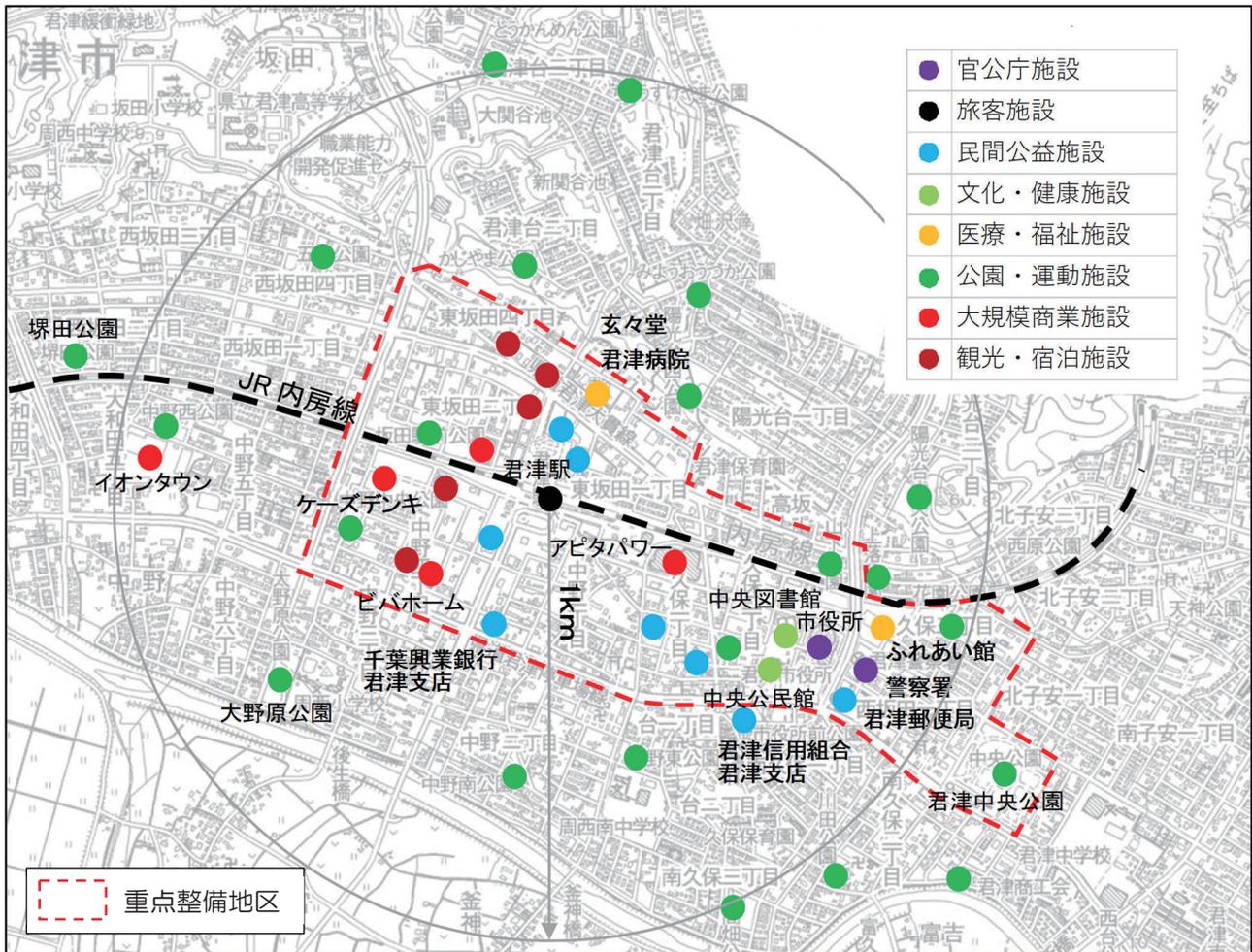
重点整備地区については、下記の理由から「君津駅周辺地区」とします。

- ①生活関連施設の集積状況から、高齢者や障がい者等を含む多くの市民による徒歩での移動及び施設の利用が想定されること。
- ②都市交流拠点として、商業や業務、文化、行政サービスなど多様な都市機能が集積しており、一体的なバリアフリー化事業の必要性があること。
- ③総合計画をはじめとする上位・関連計画における各種の施策や事業等が位置していること。

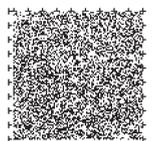


### (3) 重点整備地区の範囲

重点整備地区として「君津駅周辺地区」の範囲を下記のとおりとします。区域の境界は概ね周辺道路としましたが、君津中央公園の東側の一部は隣接地との境界に道路がないため施設（公園）までとします。



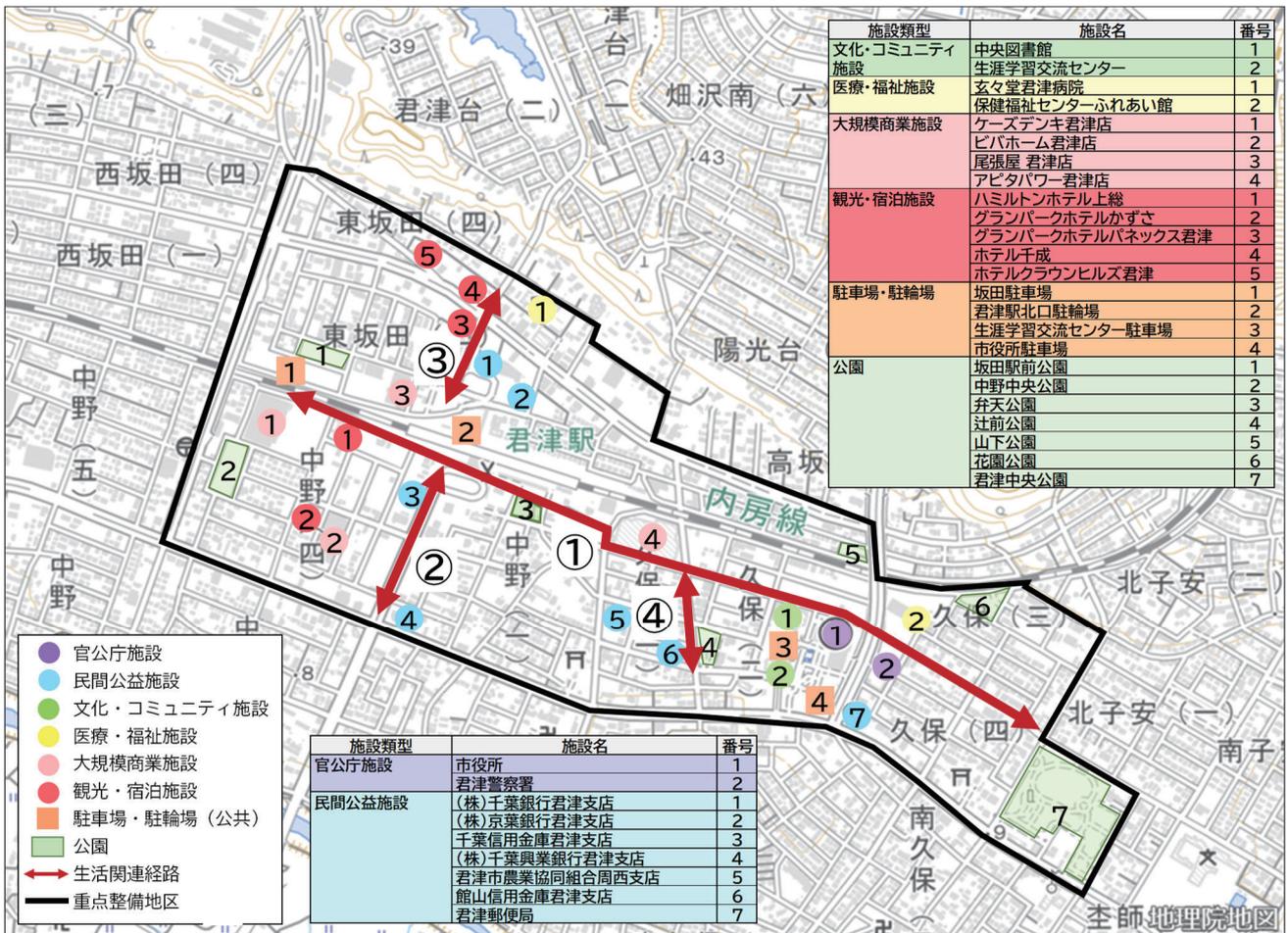
▲重点整備地区のエリアの設定



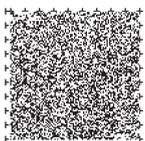
(4) 重点整備地区の生活関連施設・生活関連施設経路の設定

重点整備地区として位置付けた「君津駅周辺地区」における生活関連施設を以下のとおり設定しました。高齢者、障がい者等の利用が多い旅客施設、官公庁施設等の多様な施設について検討を行いました。

また、生活関連施設を連絡する主要な経路を以下のとおり経路①～④とし、生活関連経路として設定しました。



▲重点整備地区における生活関連施設・生活関連経路の設定



## (5) 重点整備地区における課題の整理

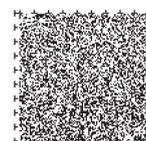
君津駅周辺地区は様々な都市機能が集積し、本市の玄関口として交通結節点機能を担っている拠点であるものの、車での移動が主であり、徒歩による移動が少ない状況です。

これは、歩道における段差や雑草の繁茂、電柱など、徒歩や車イスで移動しにくいことや公共交通のための誘導施設や待合機能が不足していること、主要な施設のバリアフリー化が進んでいないこと等が要因として考えられます。

さらに、今後の高齢化の進展に伴い、自ら自動車を運転して自由に移動することが困難な市民の増加も懸念されることから、移動に不自由のない良好な市街地環境の形成に向け、現在からその準備を進めていく必要があります。

これらの重点整備地区における主要な課題について、以下のとおり整理を行いました。

<p>①土地利用に関する課題 ◇人の流れを生み出し、回遊性を確保するための整備が必要</p>	
<p>②道路に関する課題 ◇歩道の再整備が必要 ◇自動車交通量等を考慮した歩道拡幅の検討が必要 ◇誘導ブロックの計画的配置が必要 ◇人の流れを考慮した歩行者優先道路の整備の検討が必要</p>	
<p>③公共交通に関する課題 ◇JR君津駅の快適性の向上が必要 ◇路線バス・コミュニティバスの快適性の向上が必要 ◇快適に利用できるバス停周辺の整備・充実が必要</p>	
<p>④公共施設・民間施設に関する課題 ◇市役所及びその周辺のバリアフリー環境の充実が必要 ◇民間施設のバリアフリー環境の充実が必要 ◇街区公園等のバリアフリー化が必要</p>	
<p>⑤市民の意識に関する課題 ◇高齢者や障がい者に対する意識の啓発が必要</p>	

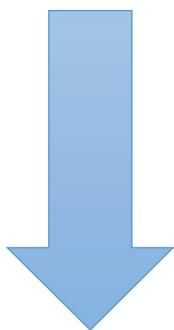


## (6) 重点整備地区における移動円滑化の基本方針

君津市におけるバリアフリー化の基本理念（「3. 市全体における移動円滑化の基本方針」参照）、及び当地区における課題（前頁参照）に対して、君津駅周辺地区のバリアフリー化における基本的な考え方を以下のように定めます。

### 君津市におけるバリアフリー化の基本方針 ※3章参照

- ① 公共交通・駐車場や建築物等のバリアフリー化の推進（ハード・ソフト）
- ② みんなで理解し、支え合う『心のバリアフリー』の推進（ハート）
- ③ 誰もが分かりやすいユニバーサルデザインの推進



#### 【重点整備地区の課題】※前頁参照

- (1) 土地利用に関する課題
- (2) 道路に関する課題
- (3) 公共交通に関する課題
- (4) 公共施設・民間施設に関する課題
- (5) 市民の意識に関する課題

### 重点整備地区における移動円滑化の基本方針

#### ① 歩きやすいまちなかの空間形成

・高齢者・障がい者や子育て世帯、子どもたちなど、誰もが安心して歩くことができる空間形成に向けた取組を進めます。

#### ② 利用しやすい生活関連施設への再編

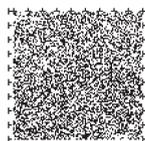
・利用者の多い公共公益施設や民間施設のバリアフリー化の充実により、利用しやすい生活関連施設として再編を進めます。

#### ③ 公共交通との連携強化による快適性・利便性の向上

・JR君津駅を中心に、鉄道とバスの結節点として公共交通のバリアフリー化の充実により、快適性と利便性の向上に向けた取組を進めます。

#### ④ バリアフリーに対する積極的な意識の啓発（心のバリアフリー）

・ハード面の整備だけでは限界があるため、市民の理解とともにそれを補う人のやさしさによるバリアフリー化（心のバリアフリー）を進めます。



## 4-2 特定事業とは

特定事業とは、基本構想における生活関連施設、生活関連経路、特定車両のバリアフリー化を具現化するためのものです。基本構想で特定事業に定めた場合、整備主体は特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

### (1) ハード整備に関する特定事業

生活関連施設や生活関連経路に関するハード整備に関する特定事業として、以下の6種類があります。

#### 公共交通特定事業

ノンステップバスの導入



ホームドアの設置等



#### 道路特定事業

視覚障害者誘導用  
ブロックの設置



車道との段差解消



#### 路外駐車場特定事業

車椅子使用者用駐車区画  
の整備等



#### 都市公園特定事業

園路の段差解消  
障害者対応型トイレの整備等



#### 建築物特定事業

建築物内のエレベーター  
設置等の段差解消



障害者対応型トイレの  
整備



#### 交通安全特定事業

音響式信号機  
残り時間のわかる信号機



エスコートゾーンの設置



出典：国土交通省資料

### ①公共交通特定事業

- ・ 特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更

### ②道路特定事業

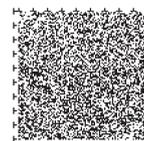
- ・ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置
- ・ バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）

### ③路外駐車場特定事業

- ・ 特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備

### ④都市公園特定事業

- ・ 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な公園施設の整備



### ⑤建築物特定事業

- ・ 特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
- ・ 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備

### ⑥交通安全特定事業

- ・ バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等）
- ・ バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等）

## (2) ソフト整備に関する特定事業

令和2年のバリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト整備に関する事業が創設されました。

### ①教育啓発特定事業

- ・ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業（学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障害当事者によるセミナーや車いすサポート体験、高齢者疑似体験等）の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催等）
- ・ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（上に掲げる事業を除く。）（障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接客研修の実施、優先席や車いす使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示等）

#### 【教育啓発特定事業のイメージ】

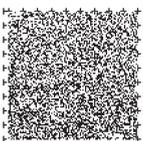


小学生による公共交通の  
利用疑似体験



タクシー事業者における  
ユニバーサルマナー研修

出典：国土交通省資料



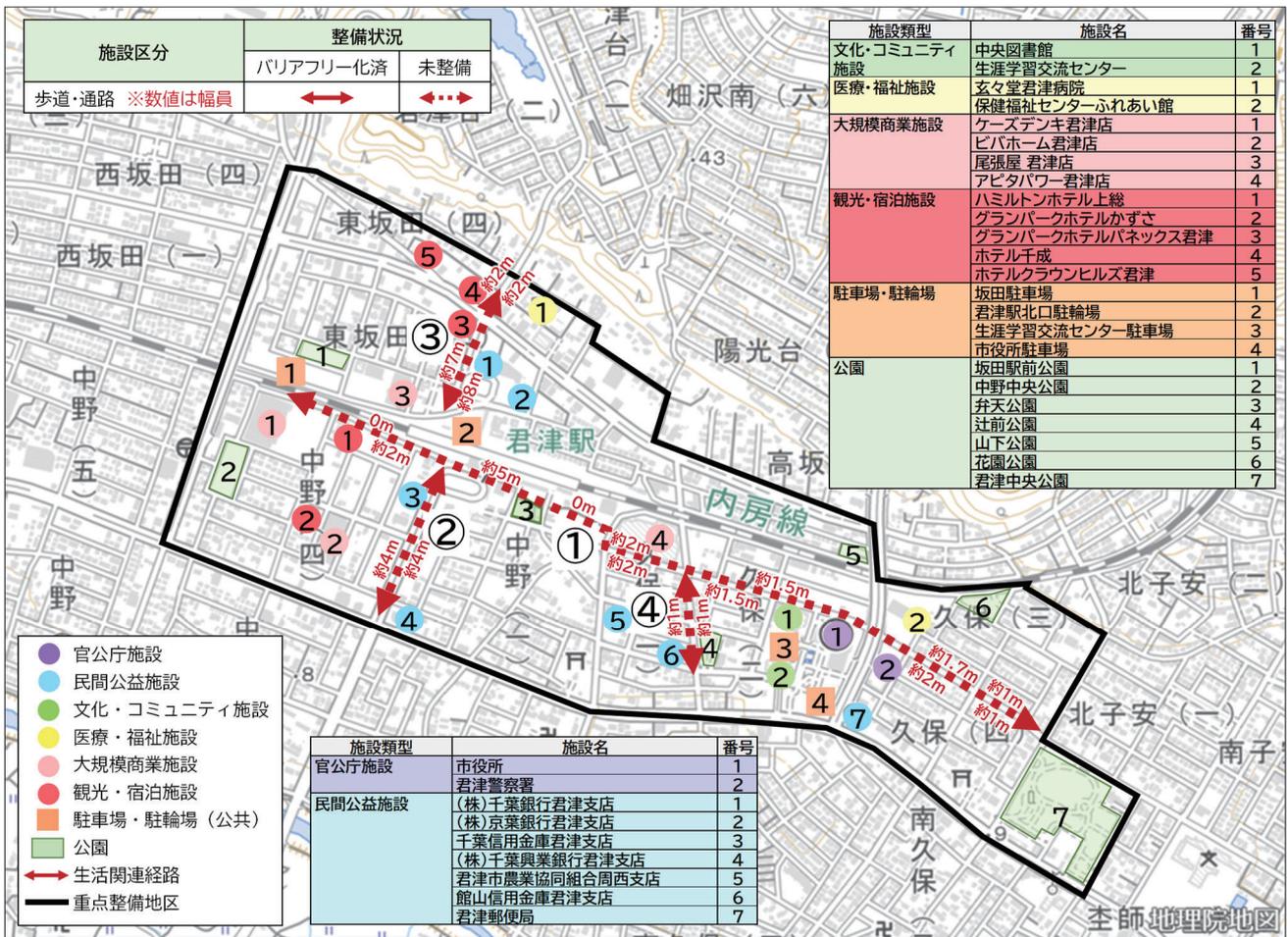
### 4-3 生活関連経路の整備方針

生活関連経路は、生活関連施設相互の経路であり、生活関連施設へのアクセス動線や地区の回遊性等に配慮して設定されたものです。

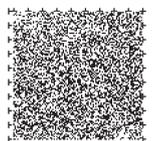
そのため、地区の整備方針や各経路の位置付け（役割）・整備状況を踏まえ、特定事業（次節参照）の設定を視野に入れながら、整備方針を策定しました。

#### (1) 生活関連経路の整備状況

経路①～④において、幅員と勾配が基準を満たしていない箇所が多く、誘導ブロックは未整備や色彩が鮮明でない箇所も多く、十分なバリアフリー化が図られていません。



▲生活関連経路の整備状況



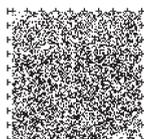
## (2) 生活関連経路の整備方針

生活関連経路においては、全体的にバリアフリー整備を行う必要があり、道路幅員の確保や急勾配の解消、JIS規格の誘導ブロックの整備などの道路特定事業を進める必要があります。

道路に関する特定事業の整備基準に則り、関係機関と協議を行い、生活関連経路の整備方針を策定し、バリアフリー化を促進します。

### ■生活関連経路の整備方針

生活関連経路	整備方針 (⇒特定事業の設定方針)
経路①	<b>■道路特定事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装の改善</li> <li>・歩道幅員の確保 (2.0m以上)</li> <li>・誘導ブロックの整備 (改修含む、色彩鮮明化)</li> <li>・歩道と車道の段差の整備 (2.0cm 以下)</li> <li>・縦断勾配、横断勾配の整備 (縦断勾配：5%以下、横断勾配：1%以下)</li> <li>・歩道の波打ち解消</li> </ul>
経路②	<b>■道路特定事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導ブロックの整備 (改修含む、色彩鮮明化)</li> </ul>
経路③	<b>■道路特定事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装の改善</li> <li>・誘導ブロックの整備 (改修含む、色彩鮮明化)</li> <li>・歩道と車道の段差の整備 (2.0cm 以下)</li> </ul>
経路④	<b>■道路特定事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導ブロックの整備 (改修含む、色彩鮮明化)</li> </ul>



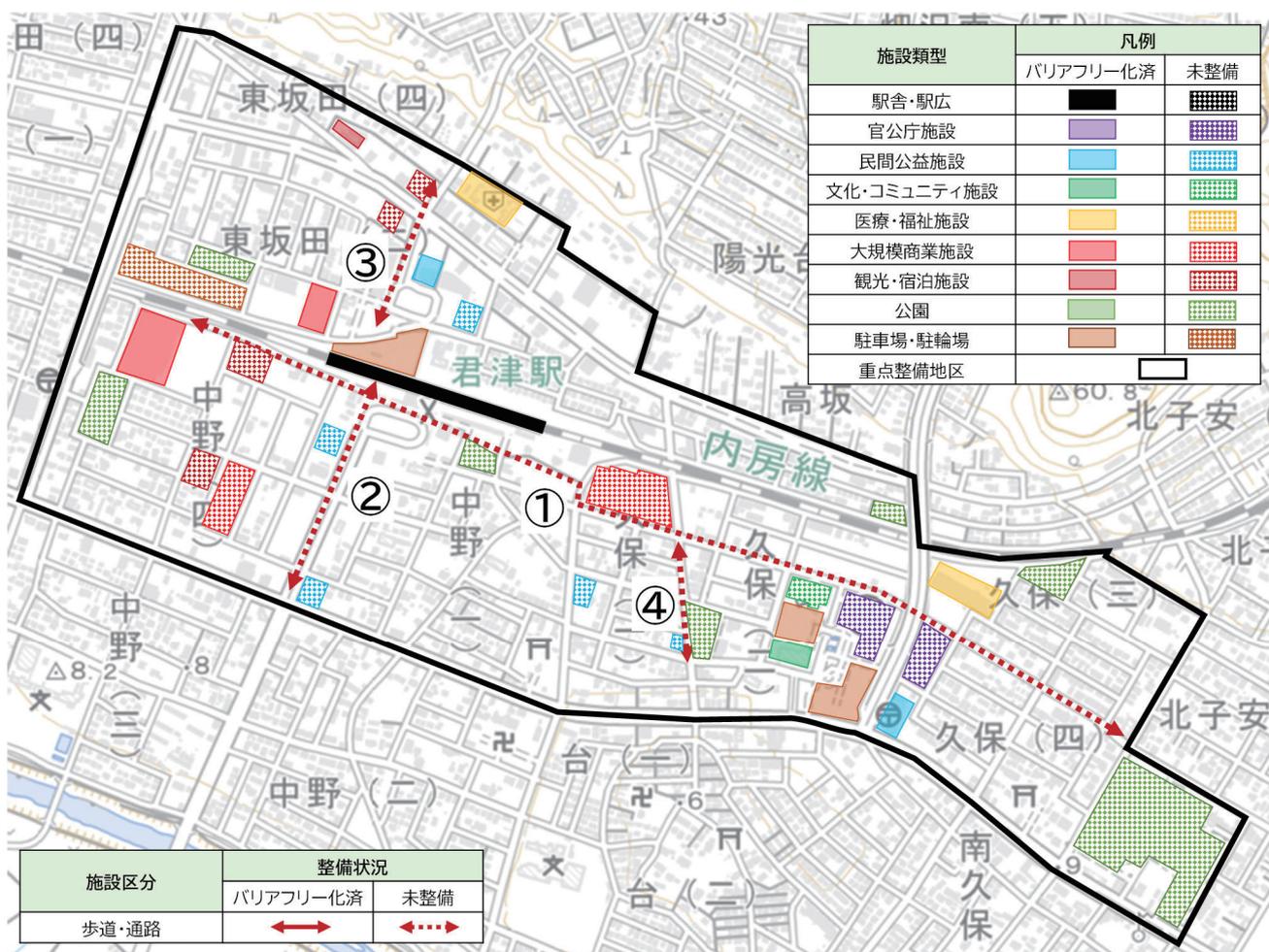
## 4-4 生活関連施設の整備方針

生活関連施設は、相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設等の多様な施設を対象として設定されたものです。

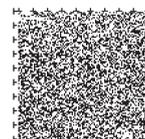
そのため、地区の整備方針や各施設の位置付け（役割）・整備状況を踏まえ、特定事業（次節参照）の設定を視野に入れながら、整備方針を策定しました。

### (1) 生活関連施設の整備状況

重点整備地区内の生活関連施設の整備状況としては、大半の施設においてバリアフリー整備が行われておらず、様々な施設で特定事業の設定が必要となっています。



▲生活関連施設の整備状況



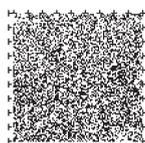
## (2) 生活関連施設の整備方針

生活関連施設においては、JR君津駅における公共交通特定事業や、市営の駐車場や公園等において特定事業を行う必要があります。

巻末に示す建築物に関する整備基準に則り、関係機関と協議を行い、生活関連施設の整備方針を策定し、バリアフリー化を促進します。

### ■生活関連施設（公園以外）の整備方針

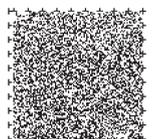
生活関連施設		整備方針 (⇒特定事業の設定方針)
駅舎・ 駅広	JR君津駅	<b>■公共交通特定事業</b> ・誘導ブロックの整備（改修含む、色彩鮮明化） ・身障者対応トイレ整備
官公庁施設	君津市役所	<b>■建築物特定事業</b> ・誘導ブロックの整備（改修含む、色彩鮮明化） ・廊下の障害物解消 ・段差の解消
	君津警察署	<b>■建築物特定事業</b> ・個室トイレへの手摺り設置 ・身障者用駐車スペースへの標識設置 ・トイレの洋式化
文化・コミュ ニティ施設	君津市立 中央図書館	<b>■建築物特定事業</b> ・誘導ブロックの整備（改修含む、色彩鮮明化）
	君津市生涯学習 交流センター	(バリアフリー整備済)
医療・福祉 施設	君津市保健福祉 センターふれあい館	(バリアフリー整備済)
駐車場・ 駐輪場	君津市宮坂田駐車場	<b>■路外駐車場特定事業</b> ・舗装の改善 ・誘導ブロックの整備（改修含む、色彩鮮明化）
	君津市営君津駅北口 駐車場	(バリアフリー整備済)
	君津市生涯学習交流 センター駐車場	(バリアフリー整備済)
	君津市役所駐車場	<b>■建築物特定事業</b> ・段差の解消



■生活関連施設（公園）の整備方針

生活関連施設		整備方針 (⇒特定事業の設定方針)
公園 ※	坂田駅前公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>■都市公園特定事業</li> <li>・舗装の改善</li> <li>・段差の解消</li> </ul>
	弁天公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>■都市公園特定事業</li> <li>・舗装の改善</li> <li>・出入口の幅確保</li> </ul>
	辻前公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>■都市公園特定事業</li> <li>・舗装の改善</li> <li>・段差の解消</li> </ul>
	君津中央公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>■都市公園特定事業</li> <li>・誘導ブロックの整備（改修含む、色彩鮮明化）</li> <li>・段差の解消</li> </ul>

※公園については、他の生活関連施設や生活関連経路に近く、利用者が多いと想定される主要な公園について整備方針の検討を行いました。



## 4-5 特定事業の設定

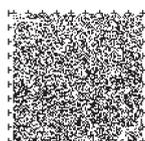
生活関連経路・生活関連施設の整備方針を踏まえ、整備主体との調整を行い、特定事業の設定を行いました。特定事業の実施により、経路や施設の整備を進め、バリアフリー化の推進を図ります。

### (1) 公共交通特定事業

事業箇所	事業内容	事業実施時期(年度)	事業主体	備考
J R 君津駅 連絡通路	・誘導ブロック改修	R5	君津市	
J R 君津駅 北口広場	・身障者対応トイレ設置	R8 以降		
J R 君津駅駅舎	・多様な利用者への適切な対応について駅社員等への教育や研修の実施 ・駅や車両利用のマナー・ルール等に関する啓発	継続	J R 東日本	
	・ノンステップバス導入	継続	日東交通	
	・ユニバーサルデザインタクシーの導入推進	継続	千葉県タクシー協会 南房支部（君津市内に配車しているタクシー会社）	

### (2) 道路特定事業

事業箇所	事業内容	事業実施時期(年度)	事業主体	備考
経路①	・側溝蓋穴対策、段差解消	R5	君津市	
	・支障物件移転	R6～7		
	・歩道拡幅・勾配改善・歩道波打ち解消・舗装補修・誘導ブロック設置	R8 以降		
経路②	・誘導ブロック改修	R8 以降	千葉県	県道 225 号 君津停車場線
経路③	・側溝蓋穴対策・段差解消	R5	君津市	
	・支障物件移転	R6～7		
	・舗装補修・誘導ブロック設置	R8 以降		
経路④	・誘導ブロック改修	R8 以降	千葉県	県道 159 号 君津大貫線
重点整備地区内	・不法占用指導強化	継続	君津市	



### (3) 路外駐車場特定事業

事業箇所	事業内容	事業実施時期(年度)	事業主体	備考
君津市営坂田駐車場	・誘導ブロック改修	R5	君津市	
	・舗装改善	R8以降		

### (4) 都市公園特定事業

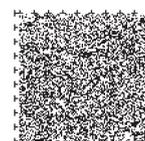
事業箇所	事業内容	事業実施時期(年度)	事業主体	備考
坂田駅前公園	・舗装改善	R5	君津市	
	・段差解消	R8以降		
弁天公園	・舗装改善	R5		
	・出入口拡幅	R6～7		
辻前公園	・舗装改善	R5		
	・段差解消	R8以降		
君津中央公園	・舗装改善	R6～7		
	・誘導ブロックの色彩鮮明化	R6～7		
	・誘導ブロック整備	R8以降		
	・段差解消	R8以降		

### (5) 建築物特定事業

事業箇所	事業内容	事業実施時期(年度)	事業主体	備考
君津市役所	・廊下の障害物解消	R6～7	君津市	
	・1階誘導ブロックの色彩鮮明化	R8以降		
	・庁舎南側斜路の段差の解消	R8以降		
	・地下障害者用駐車スペースの周知	継続		
君津市立中央図書館	・段差解消	R5		
	・誘導ブロックの色彩鮮明化、適正配置	R8以降		
君津警察署	・個室トイレへの手摺り設置	R4～5	千葉県警	※事業実施時期は、事業完了時期で記載
	・障害者用駐車スペースへの標識設置	R6～7		
	・トイレの洋式化	R8以降		

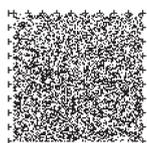
### (6) 交通安全特定事業

事業箇所	事業内容	事業実施時期(年度)	事業主体	備考
重点整備地区内	・違法駐車防止対策	継続	千葉県警	



(7) 教育啓発特定事業

事業箇所	事業内容	事業実施 時期(年度)	事業主体	備考
市役所、生涯学習交流センター等	・「障害者週間」期間中に啓発イベント等を実施	継続	君津市	
公民館	・障害を理由とする偏見や差別など人権問題についての理解を図るため人権教育事業の展開			
市内小・中学校	・障害等の理解を深める学習等			
君津市立中央図書館	・バリアフリーに関する資料の収集及び提供			
君津市役所等	・君津市バリアフリー基本構想の周知(職員向け研修会等)			
保健福祉センター	・健康と福祉のふれあいまつりで障がい者団体等の活動紹介等	君津市 社会福祉協議会	社会福祉協議会	
出張先	・まちづくりふれあい講座で車いすや視覚障害の介助体験等			
市内小・中学校等	・福祉体験出前講座実施(車いす体験やアイマスク体験、障害のある人による講話等の講座)			



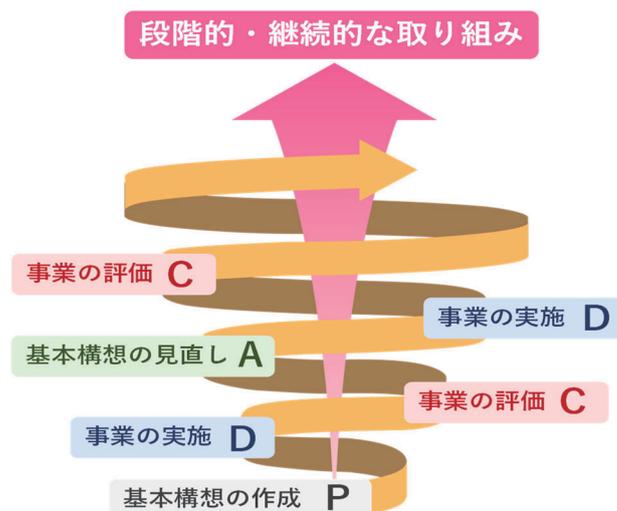
## 5. バリアフリー化の推進に向けて

### 5-1 バリアフリー化の推進の考え方

バリアフリー法では、基本構想（Plan）で定めたバリアフリー事業について、その後の事業実施（Do）と実施状況を継続的に把握し、事業実施内容と事業実施の効果を評価（Check）する仕組みを構築して、必要に応じて見直す（Action）といった「PDCAサイクル」を繰り返して実施することで、段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」によるバリアフリー化の推進が求められています。

関係者が役割分担のもと、連携を図りながらスパイラルアップを推進していく上では、そのようなPDCAサイクルを実施する期間にわたって、その適正な進行管理を行う体制の構築が重要です。

本市における基本構想は、5年間を計画期間としており、「5年を1サイクル」として、PDCAサイクルを実践していきます。

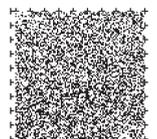


▲「スパイラルアップ」のイメージ

### 5-2 バリアフリー化の進行管理体制

本市では、交通事業者や道路管理者、公安委員会、市民代表、学識経験者、関係行政機関等で組織した「君津市バリアフリー基本構想推進協議会」により、基本構想の策定を行いました。

今後、事業の進行管理や市民・事業者・行政の連携を図るための協議会を組織し、発展的なPDCAサイクルを繰り返し、誰もが健やかに暮らし続けられるようなまちづくりに取り組みます。



## 参考-1 君津市バリアフリー基本構想推進協議会 設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づく君津市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定し、基本構想に基づくバリアフリー化事業を円滑に推進するため、法第26条第1項の規定に基づき、君津市バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 基本構想の策定に関する基本的な事項
- (2) 基本構想の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 重点整備地区に関する基本的な方針の策定に関する事項
- (4) その他高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者及び障害者団体を代表する者
- (3) 地域住民を代表する者
- (4) 商工関係団体を代表する者
- (5) 公共交通事業者
- (6) 関係行政機関及び市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

3 前項第6号に規定する者は、企画政策部長、保健福祉部長、建設部長、教育部長の職にある者をもって充てる。

4 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本構想の策定が完了する日までとする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は建設部建設計画課に置き、会務を処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

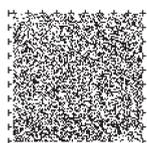
附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、基本構想が策定された日限り、その効力を失う。

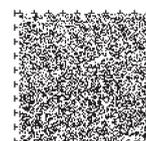


## 参考-2 君津市バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿

(敬称略)

氏名	役職等	備考
藤井 敬宏	日本大学理工学部交通システム工学科 教授	学識経験者
渡邊 法子	君津市障がい者団体連合会	障がい者団体を代表する者
村山 幸裕	君津市シニアクラブ連合会	高齢者団体を代表する者
守 晃 (黒田 孝春)	周西地区自治会連絡協議会	地域住民を代表する者
齊藤 敦	君津商工会議所	商工関係団体を代表する者
手塚 真一	千葉県タクシー協会 南房支部長	公共交通事業者
高橋 晴樹 (加藤 正之)	日東交通株式会社 運輸部長	公共交通事業者
大川 敦	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社 総務部企画室 課長	公共交通事業者
田村 慎司	君津警察署 交通課長	千葉県公安委員会
中西 耕二 (林 雄一)	千葉県君津土木事務所 維持課長	関係行政機関及び市の職員
竹内 一視	君津市企画政策部長	関係行政機関及び市の職員
嶋野 晃広 (上野 裕之)	君津市保健福祉部長	関係行政機関及び市の職員
安部 吉司	君津市教育部長	関係行政機関及び市の職員
出口 勝	君津市建設部長	関係行政機関及び市の職員
中山 徳幸	君津市管理課長	関係行政機関及び市の職員
神谷 敏也	君津市公園緑地課長	関係行政機関及び市の職員

注：( ) は前任者



## 参考-3 用語解説

### 【あ行】

#### 一般交通用施設

道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設のこと。

#### エスコートゾーン

視覚障がい者が安全に最短距離で横断歩道を渡ることができるよう、横断歩道の中央付近に敷設した突起体の列（点字ブロック）のこと。

#### オストメイト

病気や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などの排泄のための開口部にストーマ（人工肛門・人口膀胱）を造設した人のこと。

### 【か行】

#### 介護タクシー

ホームヘルパーの有資格者が運転するタクシーのことで、車いすごと乗車でき、乗車時の介助やタクシー輸送、降車から院内等までの介助サービスを連続で行う。

#### 共生社会

障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる社会。

#### 建築物特定施設

出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機、便所、ホテル又は旅館の客室、敷地内の通路、駐車場等のこと。

#### 高齢者、障がい者等

高齢者、障がい者等とは、高齢者、障がい者の他に妊産婦やけが人を含む。

#### 公共交通事業者

鉄道事業者、軌道事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者のこと。

#### 交通バリアフリー法

平成 12 年に施行された、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称のこと。駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化を進めることを目的とする。平成 18 年には、ハートビル法と統合され、バリアフリー法が施行された。

#### 心のバリアフリー

高齢者や障がい者等が自立した生活を送ることの必要性について理解を深めるとともに、意識上の障壁（心の壁）を取り除き、自らの問題として思いやり、行動につなげること。

### 【さ行】

#### 車両等

公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する鉄道車両、軌道車両、自動車、船舶及び飛行機のこと。

#### 施設設置管理者

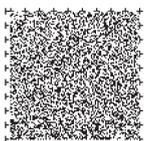
公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者及び建築主等のこと。

#### 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障がい者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロックのこと。

#### 重点整備地区

旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他高齢者、障がい者等が日常利用する施設が所在する一定の地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区のこと。



## スパイラルアップ

具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者、障がい者等の当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、バリアフリー化の段階的かつ継続的な発展を図っていくこと。

## 生活関連経路

省令で定める構造基準に基づく整備が可能となる経路のことで、生活関連施設相互間の経路のこと。

## 生活圏

人が社会的存在として行動する範囲・地域を指し、日常生活とその延長を営む空間のこと。

## 生活関連施設

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、その他の施設のこと。

## 【た行】

### 多機能トイレ

車いす利用者や、乳幼児をつれた方などの利用、オストメイト等の機能を有するトイレのこと。

## 特定旅客施設

1日あたりの乗降客数が3,000人以上である、または見込まれる駅等の旅客施設のこと。

## 特定路外駐車場

道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場にあって、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。

## 特定公園施設

都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場／屋根付広場／休憩場／野外音楽堂／駐車場／便所／水飲場／手洗場／管理事務所／掲示板／標識のこと。

## 特定建築物

病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が、利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに付属する建築物特定施設を含むこと。

## 特別特定建築物

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの。

## 特定事業

移動等円滑化のために必要な施設の整備等に関する事業のこと。公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業がある。

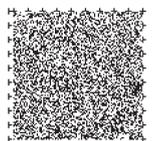
## 【な行】

### ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

## ノンステップバス

利用者の乗り降りをより容易にするため、床面地上高を35cm程度（通常は90cm程度）まで引き下げることにより、ステップ（階段）を解消したバス車両のこと。



## 【は行】

### ハートビル法

平成6年に施行された、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略称のこと。高齢者・身体障がい者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより、建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。平成18年には、交通バリアフリー法と統合され、バリアフリー法が施行された。

### バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月に施行された。

### バリアフリー化（移動等円滑化）

高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。

### ピクトグラム

表したい概念を単純な図として表現する「絵文字」「絵単語」のこと。

### PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める方法の一つで、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階を繰り返すことで業務を継続的に改善すること。

### 福祉タクシー

買い物や通院など、車いすや寝台に横になったまま利用できるよう配慮されたタクシーのこと。

### プラットホーム

鉄道駅において、旅客が列車に乗降するために線路に接して設けられた台のこと。

### ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害の方、または妊娠初期の方など、外見からは支援を必要としていることがわからない方が、援助を得やすくなるように作成されたマーク。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを目指す概念のこと。

### ユニバーサルデザインタクシー

車いすの利用者に限らず、足腰の弱い高齢者、妊娠中の女性、ベビーカー利用者を含めすべての人が利用できるように対応したタクシー。

## 【ら行】

### 旅客施設

鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルのこと。

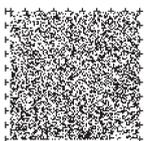
## 【わ行】

### ワークショップ

あるテーマに向かって、多様な立場の人々が参加し、共同作業などを通じてアイデアや意見を出し合いながら、課題発見や計画づくりなどを進めていく方法。

### ワンステップバス

乗客が乗り降りしやすいように乗降口のステップを1段だけとしているバス車両のこと。車いす用スロープを設けることで車いすでの利用が可能となる。



## 参考-4 特定事業の整備基準

すべての人が安全かつ快適に移動できるよう、生活関連経路・生活関連施設に求められる整備基準として、国のガイドラインやバリアフリー化基準に沿って、以下に整理しました。

### (1) 公共交通特定事業における整備基準

#### ①公共用通路との出入口

- 出入口の幅 **90cm 以上**。**180cm 以上**は一層望ましい。
- 床仕上げは濡れても滑りにくい仕上げ。
- 出入口の手すり形状（水平部分長）は **60cm** 程度以上。
- 公共用通路との境界に段差を設けず傾斜路を設けるなどが望ましい。

#### ②乗車券等販売所、待合所、案内所の出入口

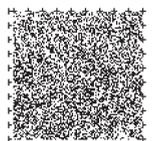
- 出入口の幅 **90cm 以上**が望ましい。
- 公共用通路との境界に段差を設けず傾斜路を設けるなどが望ましい。
- 開閉構造は自動式引き戸（感知式）が望ましい。
- 床仕上げは濡れても滑りにくい仕上げ。
- 水平区間 **120cm 以上**。**150cm 以上**は一層望ましい。
- 音声案内の設置が望ましい。

#### ③通路（階段部も含める）

- 通路の幅は **140cm 以上（階段：120cm 以上）**。**180cm 以上（階段：150cm 以上）**は一層望ましい。
- 手すりは **80～85cm 以上**。**2段設置**は一層望ましい。
- 蹴上げ・踏み面は蹴上げ **16cm 程度**、踏み面 **30cm 程度**が望ましい。

#### ④傾斜路

- 傾斜路の幅 **120cm 以上**。**180cm 以上**は一層望ましい。
- 傾斜路の勾配 **屋内 1/12 以下**、**屋外 1/20 以下**。**屋内においても 1/20 以下**は一層望ましい。
- 手すりの設置状況 **両側手すりの2段構造（上段 85cm、下段 65cm）**、**直径 4cm** 程度が望ましい。
- 踊り場の長さ **150cm 以上**。**180cm 以上**は一層望ましい。



#### ⑤エレベーター

- 出入口の幅、奥行きは **80cm 以上**。**90cm 以上**は一層望ましい。
- 鏡は正面に設置してあることが望ましい。
- 手すりは扉以外の壁面に、**高さ 80~85cm**が望ましい。
- 音声案内があると望ましい。
- 操作板の高さ **100cm 程度**。

#### ⑥改札口

- 改札口、自動改札の幅は **90cm 以上**。

#### ⑦プラットホーム

- 車両との段差は出来るだけ平らが望ましい。
- ホーム縁端の路面状況は濡れても滑りにくい仕上げ。
- 転落防止柵は **110cm 以上**が望ましい。
- 音声案内があると望ましい。

#### ⑧誘導案内設備

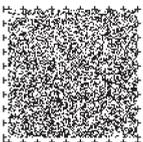
- 券売機、階段、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、トイレまでの点字ブロックは **30cm 程度 手前**に敷設。

#### ⑨トイレ

- 障害者対応トイレは幅 **90cm 以上**。**110cm 以上**は一層望ましい。
- 便器の手すりが設置されていることが望ましい。
- 床仕上げは濡れても滑りにくい仕上げ。
- 出入口の段差がないことが望ましい。

#### ⑩乗車券販売所、案内所

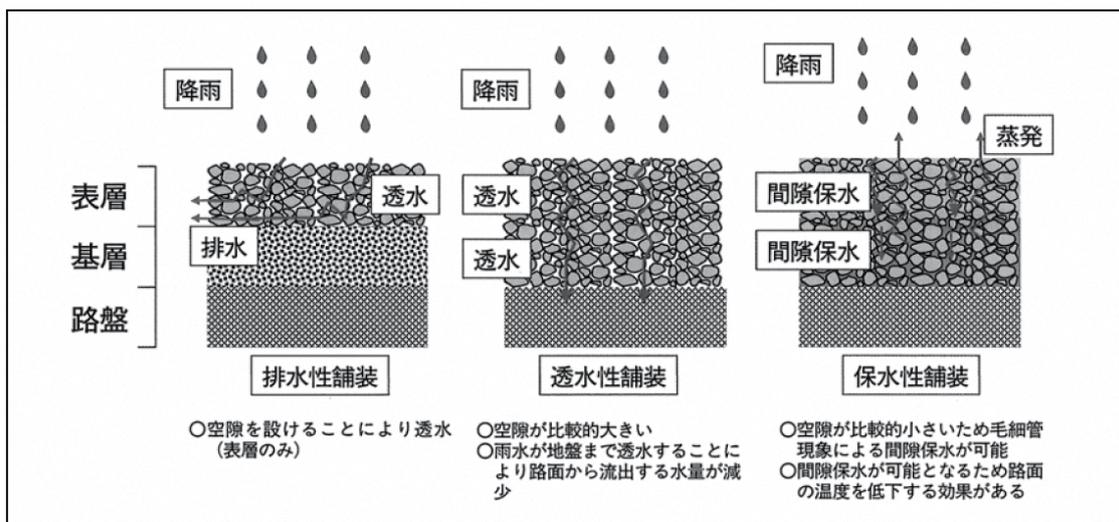
- カウンターの蹴込み（高さ、奥行き）は高さ **60cm 程度以上**、奥行き **40cm 程度以上**。
- 視覚障害者用ブロックは適切に設置されていることが望ましい。
- 金銭搬入口、ボタンの高さは **110cm 程度以下**が望ましい。
- 点字表示がされていると望ましい。
- 休憩等のための設備があると望ましい。



## (2) 道路特定事業における整備基準

### ①舗装の改善

- 歩道の舗装は、基本的に透水性もしくは保水性のある舗装とします。
- 平坦で滑りにくい構造とします。
- 新設の歩道を除いて、基本的に老朽化に伴う改修時に改善を図ります。
- 路面の平坦性を確保するため、目地等による段差、がたつきを少なくします。

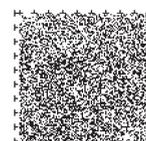


### ▲雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造の種類

出典:道路の移動等円滑化整備ガイドライン  
 (財団法人 国土技術研究センター)

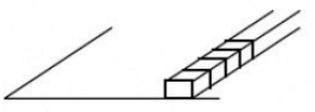
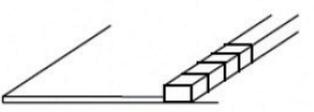
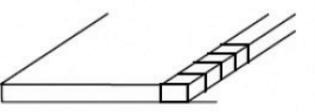
### ②歩道の構造形式

- 新設の場合も含めて、基本的にセミフラット型を採用します。
  - ・歩道の(縁石を除く)車道に対する高さ **5cm**
  - ・歩道に設ける縁石の車道に対する高さ **15cm 以上**
- やむを得ない場合はフラット型もしくはマウントアップ型を採用します。
  - 【フラット型】
    - ・歩道の(縁石を除く)車道に対する高さ **0cm**
    - ・歩道に設ける縁石の車道に対する高さ **15cm 以上**



【マウントアップ型】

- ・歩道の（縁石を除く）車道に対する高さ **0cm**
- ・歩道に設ける縁石の車道に対する高さ **15cm 以上**

	フラット型	セミフラット型	マウントアップ型
略図			
特徴	歩道面と車道面の高さが同じで、縁石によって歩道と車道を分離する歩道構造。	歩道面が車道面の高さより高く、縁石の上端部の高さが歩道面より高い歩道構造。	歩道面と縁石の上端部の高さが同じ歩道構造。

▲歩道の構造形式の種類

資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン  
（財団法人 国土技術研究センター）

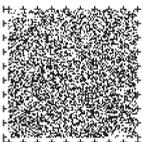
③歩道有効幅員の確保

<有効幅員について>

- 基本的に有効幅員 **2.0m 以上**とします。
- 課題経路においては、車いすの回転を考慮して、有効幅員 **1.5m 以上**とします。

④歩車道境界の明確化

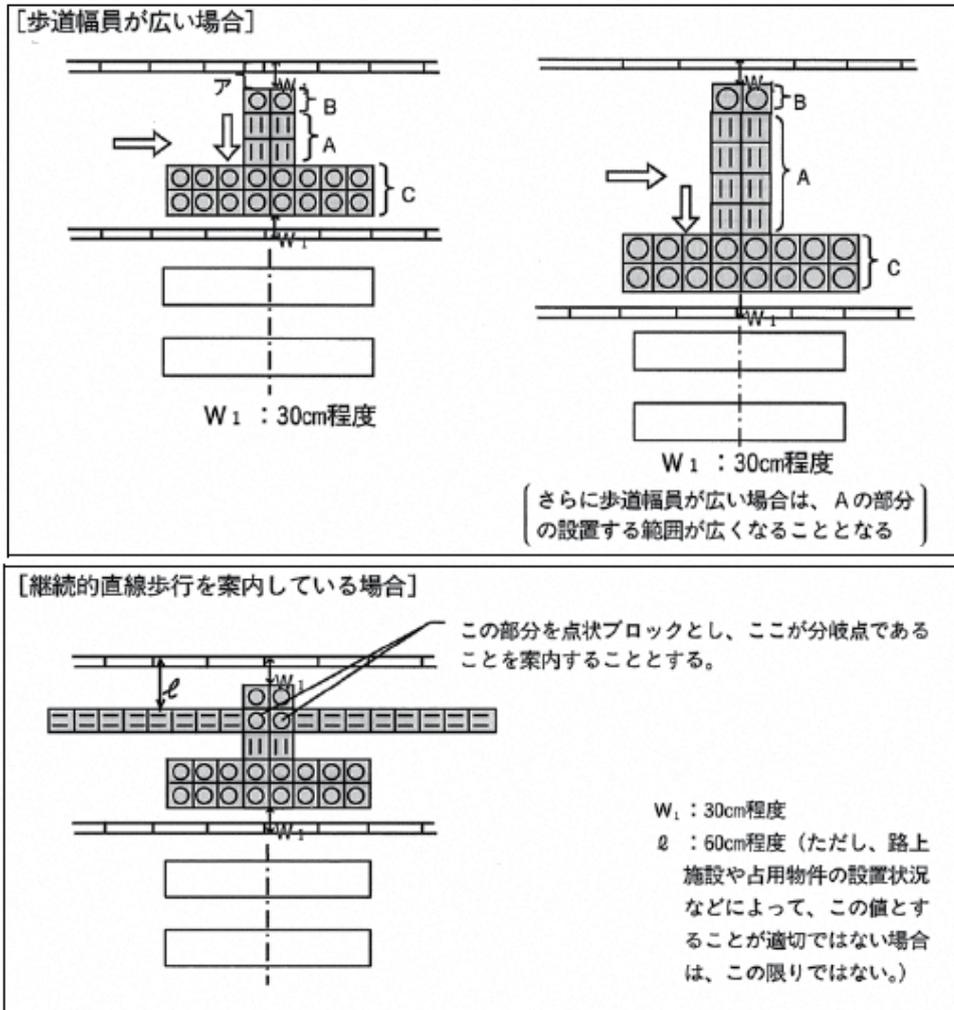
- 課題経路においては、ガードレールを設置し交通安全対策を図ります。
- 歩車道分離が困難な場合は、ハンプ設置などの交通安全対策を図ります。



⑤視覚障害者誘導用

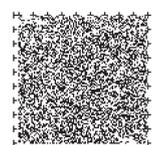
<誘導ブロックの形状について>

- 誘導ブロックの形状・寸法はJ I S規格とします。
- 誘導ブロックの色は黄色を基本とし、周囲の舗装との輝度比は **2.0 程度**とします。
- 誘導ブロックの設置位置は官民境界から **80cm 程度**（最低 60cm）とします。



▲視覚障害者用ブロック（横断歩道口）の設置例

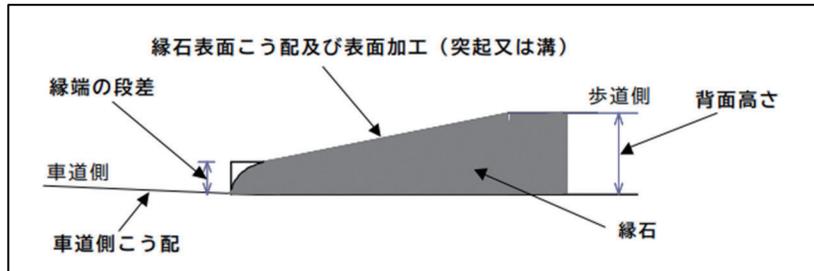
出典：道路の移動等円滑化整備ガイドライン  
（財団法人 国土技術研究センター）



⑥勾配の改善・平坦性の確保

<歩道と車道の段差・歩道の平坦部形状について>

- 交差点の巻き込み部の歩道と車道の段差は **2.0cm以下**とします。
- 車輛乗り入れ部の歩道と車道の段差は **5.0cm**とします。
- 縦断勾配は **5%以下**、横断勾配は **1%以下**とします。

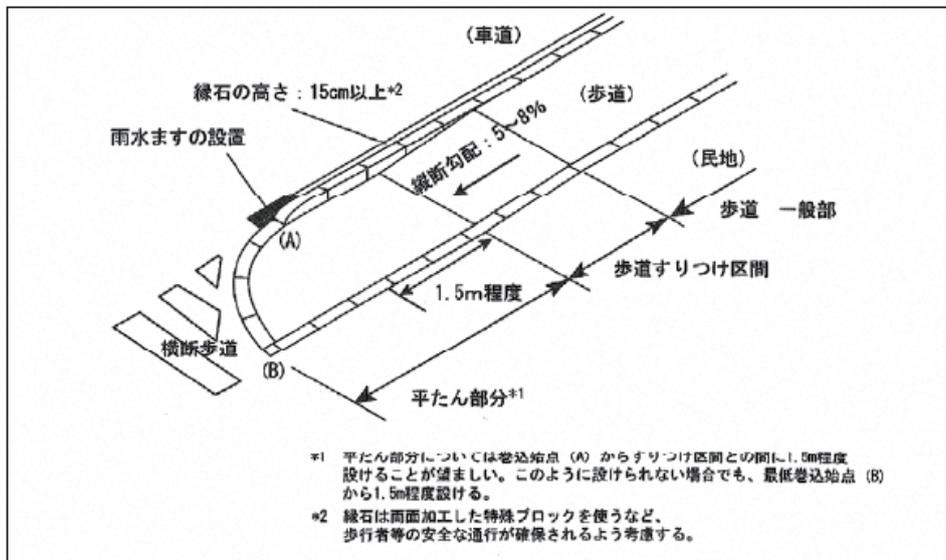


▲歩道と車道の境界に用いられる縁端構造

出典:道路の移動円滑化整備ガイドライン  
(財団法人 国土技術研究センター)

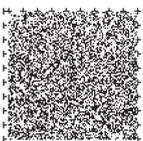
<段差の解消について>

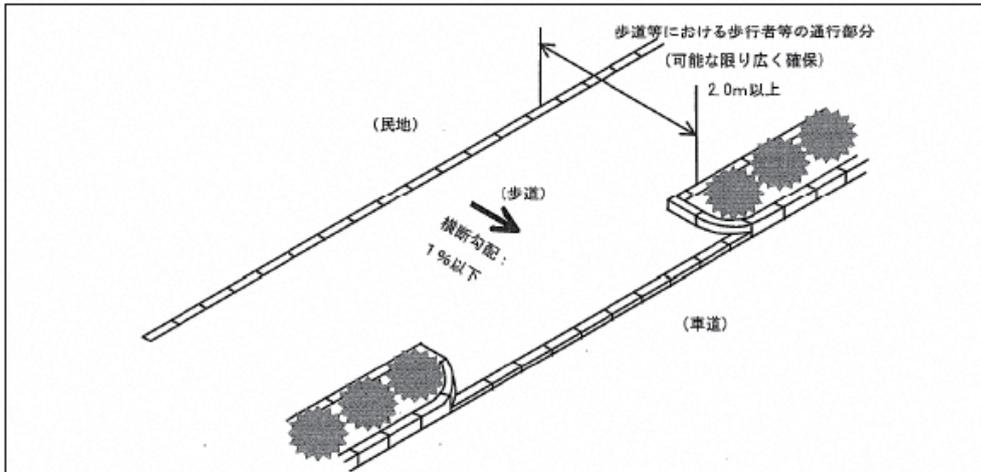
- 交差点の巻き込み部において、平坦部を **1.5m程度**設けます。不可能な場合、巻き込み始点から **1.5m程度**設けます。
- 車輛乗り入れ部において、歩道の平坦部を **2m以上**とし、すりつけ部の横断勾配を **15%以下**にします。歩道幅員や民地の関係等で不可能な場合、特殊縁石を用いて、可能な限り歩道の平坦部を広く確保します。



▲交差点の巻き込み部の例 (植樹帯がない場合)

出典:道路の移動等円滑化整備ガイドライン  
(財団法人 国土技術研究センター)



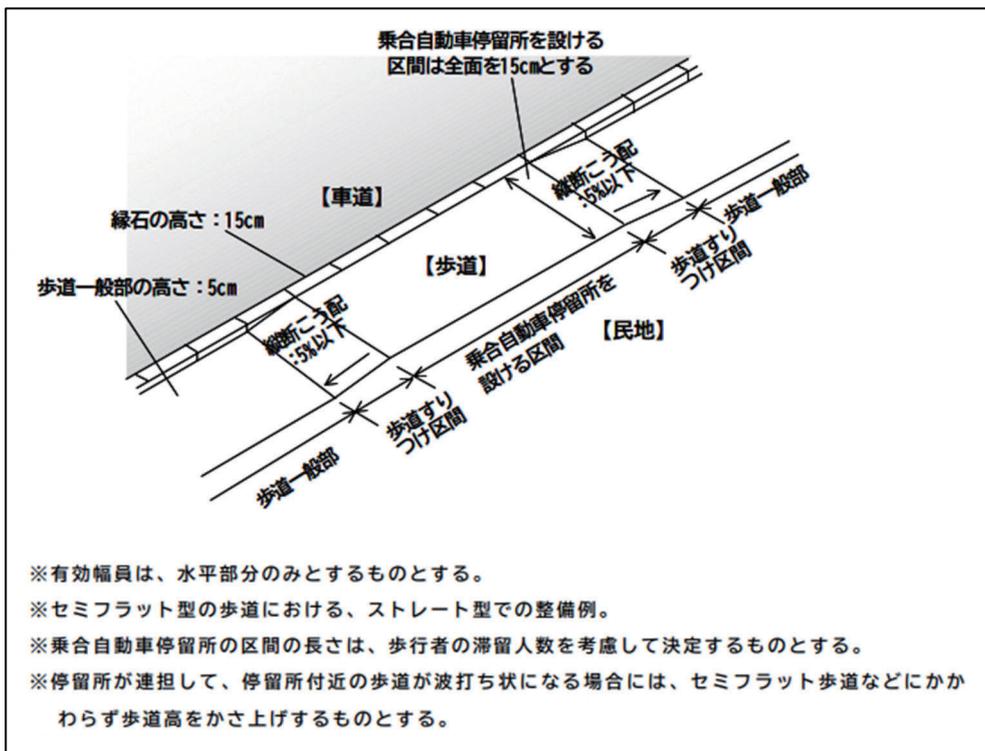


▲車両乗り入れ部の例（植樹帯の幅員内ですりつけを行う場合）

出典：道路の移動等円滑化整備ガイドライン  
（財団法人 国土技術研究センター）

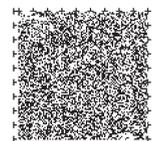
⑦バス停における歩道と車道の高さの改善

- バス停における歩道と車道の高さは、**15cm**を基本とします。
- 沿道等の状況により **15cm**での整備が困難な場合は、適宜調整を行います。



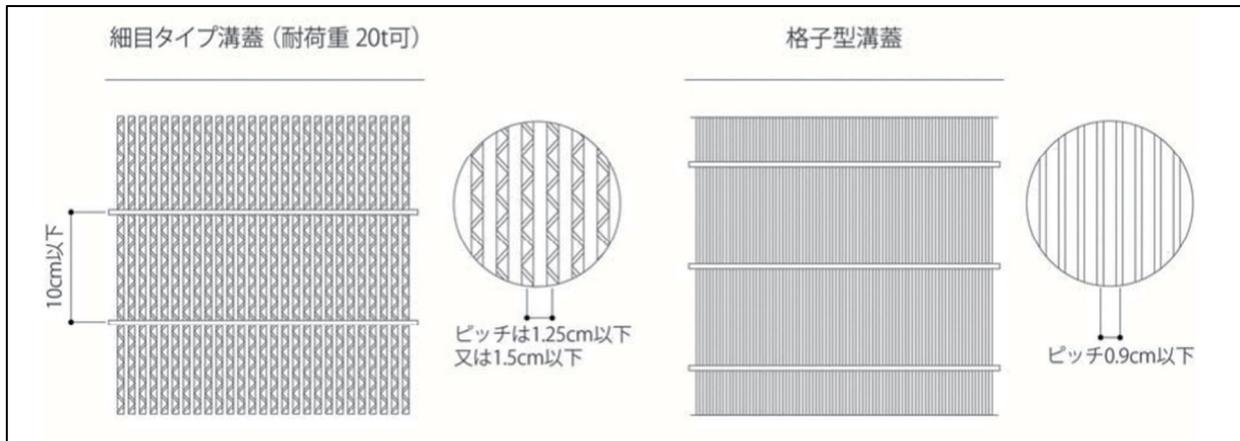
▲バス停を設ける歩道の構造の例

出典：道路の移動円滑化整備ガイドライン  
（財団法人 国土技術研究センター）



⑧U字側溝蓋穴部の修繕

- U字側溝の蓋穴を塞ぎます。
- 溝蓋（グレーチング）は網目の細かい製品に交換していきます。

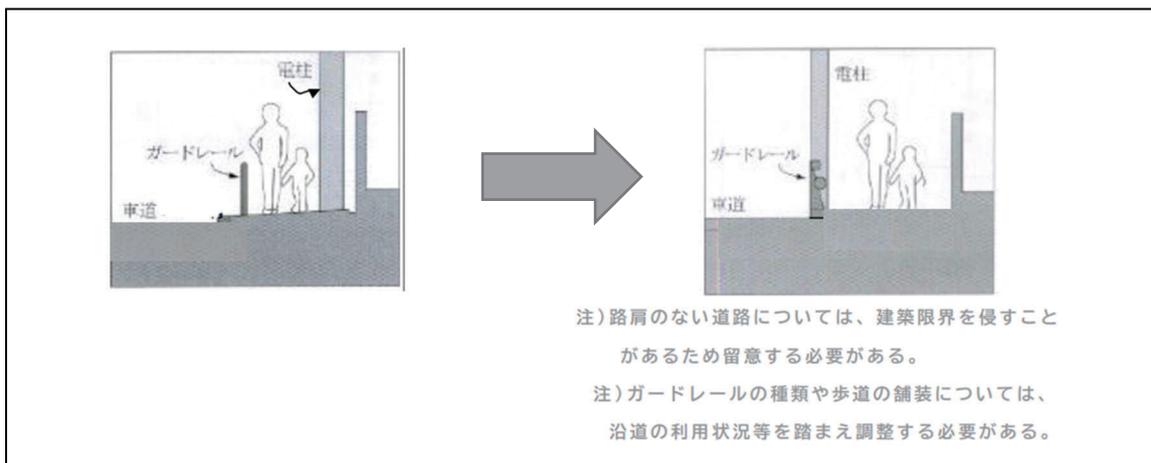


▲溝蓋（グレーチング）の例

出典：千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

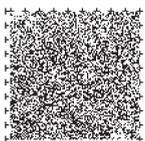
⑨歩道占有物の移設、撤去

- 標識柱により有効幅員が確保されない場合、標識柱を移設します。
- 電柱により有効幅員が確保されない場合、地中化（共同溝化）をします。植樹帯がある場合は、植樹帯の中に電柱を移設します。
- 植栽がなされていない植樹帯は、撤去または再植樹を推奨します。



▲歩道占有物の移設・集約を行った例

資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン  
（財団法人 国土技術研究センター）



⑩案内版の設置

●啓発や周知が必要な場所には、案内板の設置を推奨します。

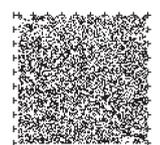
種 類	設置場所	図 柄
エレベーター	エレベーターが設置されている場所を示す必要がある地点	
エスカレーター	エスカレーターが設置されている場所を示す必要がある地点	
傾 斜 路	傾斜路が設置されている場所を示す必要がある地点	
乗合自動車停留所	乗合自動車停留所が設置されている場所を示す必要がある地点	
路面電車停留場	路面電車停留場が設置されている場所を示す必要がある地点	
便 所	便所が設置されている場所を示す必要がある地点	

▲歩行者用案内標識の種類

出典: 道路の移動等円滑化整備ガイドライン  
(財団法人 国土技術研究センター)

⑪放置自転車の撤去

●歩行者の通行の妨げになる放置自転車を撤去します。



### (3) 建築物特定事業における整備基準

#### ① 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

- 玄関出入口の幅 **80cm 以上。120cm 以上**は一層望ましい。
- 居室などの出入口 **80cm 以上。90cm 以上**は一層望ましい。



#### ② 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

- 廊下幅 **120cm 以上。180cm 以上**は一層望ましい。



#### ③ 傾斜路

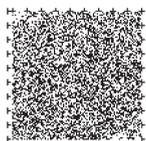
スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を敷設してください。長いスロープには踊り場を設けることも必要です。

- 手すりの設置 **片側。両側**は一層望ましい。
- スロープ幅 **120cm。150cm 以上**は一層望ましい。
- スロープ勾配 **1/12 以下**。



※本頁の図の出典:バリアフリー法(建築物関係)パンフレット  
(国土交通省)

※以下の頁も同様



#### ④エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要です。車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様としてください。

- 出入口 **80cm 以上。90cm 以上**は一層望ましい。
- かごの奥行 **135cm 以上**。
- かごの幅 **140cm 以上。160cm 以上**は一層望ましい。
- 乗降ロビー **150cm 角以上。180cm 角以上**は一層望ましい。



#### ⑤トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便房を設けてください。

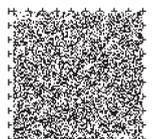
- 車いす使用者用便房の数 **建物に1つ以上**。
- オストメイト対応便房の数 **建物に1つ以上。各階ごとに1つ以上**は一層望ましい。
- 低リップ小便器等の数 **建物に1つ以上。各階ごとに1つ以上**は一層望ましい。



#### ⑥ホテルや旅館の客室

ホテルや旅館の客室内の便所や浴室等は車いすを使用する方も使えるようにすることが必要です。

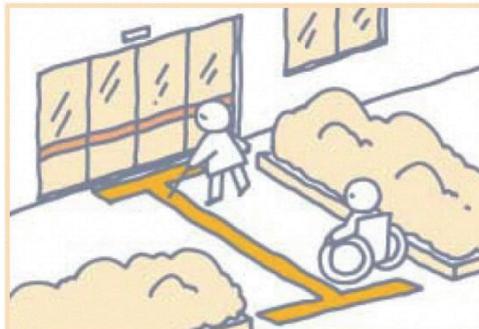
- 車いす使用者用客室の数 **1つ以上**。



### ⑦アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

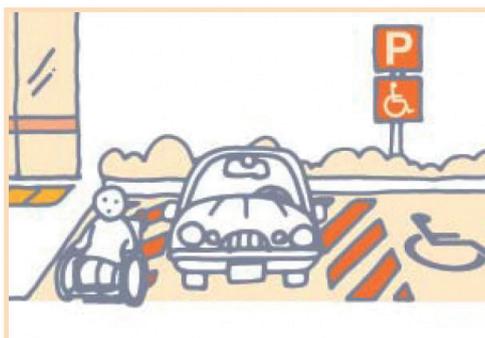
- 通路の幅 **120cm 以上**。**180cm 以上**は一層望ましい。



### ⑧駐車場

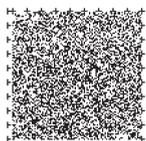
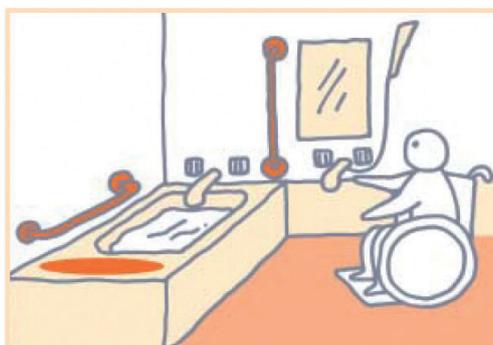
駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

- 車いす使用者用駐車施設の数 **1つ以上**。
- 車いす使用者用駐車施設の幅 **350cm 以上**。



### ⑨浴室等

共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、1つ以上の浴室等を十分な広さとし、車いすを使用する方が使える仕様としてください。



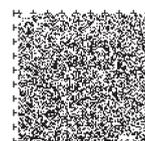
## ⑩「案内表示」について

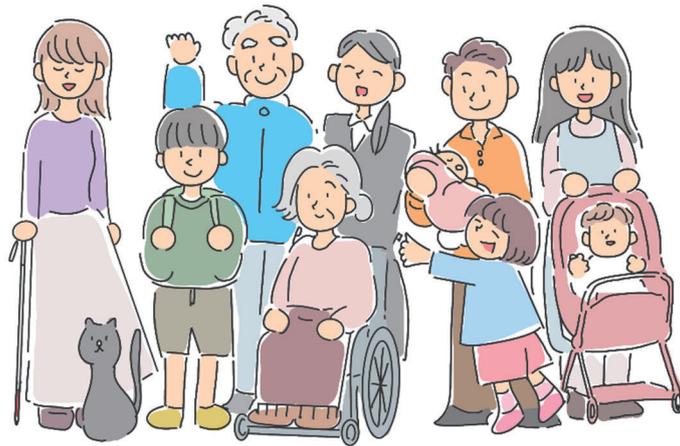
バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすく分かりやすい表示が必要です。これらの施設の配置が分かる案内板や案内所を設けてください。



## ⑪案内設備に至る経路

道などから案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けてください。





## 君津市バリアフリー基本構想

(令和4年4月)

発行・編集 君津市 建設部 建設計画課

住 所 〒299-1192 君津市久保2丁目13番1号

電 話 0439-56-1261

F A X 0439-56-1626

× ー ル kensetu@city.kimitsu.lg.jp

